



(証人等調書)

<input type="checkbox"/> 証人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書		裁判所書記官印
(この調書は、第7回口頭弁論調書と一体となるものである。)		
事件の表示	平成28年(ワ)第 27562 号 平成29年(ワ)第 14391 号(第1反訴事件) 平成30年(ワ)第 3253 号(第2反訴事件)	
期日	平成30年7月30日 午後2時00分	
氏名	池田修一	
年齢	64歳	
住所	長野県松本市 	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input type="checkbox"/> 証人が偽証した場合の罰を <input checked="" type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている証人は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
別紙反訳書のとおり		
以上		

- (注) 1 該当する事項の□にレを付する。  
2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

せん  
宣

せい  
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと  
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の  
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか  
誓います。

氏名

地田修一



原告（第1反訴及び第2反訴被告）代理人出口（以下「原告（反訴被告）代理人出口」という。）

甲第4号証（「子宮頸がんワクチン接種後の神経障害に関する治療法の確立と情報提供についての研究」と題するスライド集）を示す

30枚目の上の段のスライド、ウェッジの記事に掲載されたスライドはそのスライドですね。

そうです。

以下このスライドを本件スライドと呼んで続けます。甲第4号証、29枚目を示します。このスライドは、上段のタイトルに本病態解析のためのモデルマウスの作成とあり、その下の段のスライドにはNF- $\kappa$ B p50欠損マウス、自己免疫疾患を生じ易い個体とありますが、これはこのマウスをモデルマウスとして研究したということですか。

そうです。

では、このモデルマウスを使った研究内容の一つとして本件スライドを紹介されたということですか。

そうです。

では、もう一度甲第4号証の30枚目の上の段のスライドについてですが、この本件スライドをあなたが初めて、この画像、ここで紹介されている画像を初めて見たのは平成27年12月28日、朝の信州大学産科婦人科学教室のプログレスミーティングのときですか。

そうです。

甲第17号証（A氏のプログレスミーティング資料）を示す

では、以下この日のプログレスミーティングを本件プログレスミーティングと呼びます。甲第17号証、スライド31枚目示します。あなたが本件プログレスミーティングで見たスライドというのはこれですか。

そうだと思います。

では、このプログレスミーティングを行ったのが当時信州大学の准教授であった[ ]さんですね。

A  
はい。

A  
以下[ ]准教授をA氏と呼んで続けます。A氏の陳述書によると、蛍光抗体間接法による免疫組織化学染色を行って、共焦点レーザー顕微鏡でこの画像を撮影したそうですけれども、あなたは当時そのことを御存じでしたか。

蛍光顕微鏡で撮影した画像であるというのはこの写真を見れば研究者ならすぐわかるんですけど。

知っていたかどうかまずお答え・・・。

はい。

では、甲第17号証のスライドの31枚目のこれを下に向けて左端のところに上からフルショットで(12 months)ということで、括弧書きで全て12か月を示すことが書いてありますけれども、これは午前中のA氏の尋問の際に12か月というのが月齢で、各ワクチン接種後9か月であるという説明がありましたけれども、原告は本件プログレスミーティングのときにそのことを聞いていますか。

こういうふうを示されていたんで、12か月のマウスというふうに理解しました。

では、接種後9か月であるというところのやりとりはプログレスミーティングであったかどうかの御記憶はないですか。

わかりません。

裁判長

今のは月齢12か月という意味ですか。

そうです。

被告(第1反訴及び第2反訴原告)村中璃子代理人藤本(以下「被告(反訴原告)代理人藤本」という。)

今接種後12か月として理解されたというふうにお答えになったと私理解しているんですけど、もう一度質問。この12か月・・・。

原告（第1反訴及び第2反訴被告）代理人清水（以下「原告（反訴被告）代理人清水」という。）

ここに書いてある12か月というのを月齢というふうにしたのか、接種後と読んだのかどちらですか、プログレスミーティングのときは。

これは、私は原則接種後12か月と理解しました。

原告（反訴被告）代理人出口

では、今のこのスライドですけれども、この画像が各ワクチンを接種したマウス1匹ずつの血清の反応を見た画像であることは原告は理解されましたか。  
はい。

では、このスライドは各ワクチン1匹ずつの検索結果であることから、Nイコール1であると理解されましたか。

Nイコール1という言葉の意味についてですが、このスライドをつくったのは1匹のマウスからだということはこれ見れば当然なんですけど、このスライドは1匹のマウスを実験してきて、ここをすぐつくるといふことにはならないんで、私はこのスライドができる前段階の予備実験として複数のマウスで予備的な検索が行われていたと理解しました。

甲第6号証（「Cervarix接種による中枢神経細胞を認識する自己抗体の産生誘導」と題するスライド集）を示す

スライドの19枚目を示します。このまとめと題するスライドですけれども、この資料が1月8日の班会議で塩沢教授が発表されたスライドの1枚ですね。このスライドの真ん中のところ、1と題するところに「サーバリックス接種群においてのみ」と書いてありますね。

はい。

この群というふうにかかれているところを読んで、原告はどのように考えま

したか。

群なんで、数匹のマウスを使っていると理解しました。

本件プロGRESSミーティングでA氏がNイコール1というふうに言っていましたか。

言っていません。

では、本件プロGRESSミーティングの使用データは、あなたはA氏から直接受け取ったことがありますか。

ありません。

甲第6号証，スライド14を示します。これは，ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着と題するスライドですが，これも塩沢教授が1月8日の班会議で示したものです。

そうです。

塩沢教授は，ここで「サーバリックスだけに自己抗体（I g G）沈着あり」と書いていますが，これは正確な表現ですか。

これは正確ではないと思います。

それはなぜですか。

これは，正常のマウスにサーバリックスを打ったマウスの血清をかけているんで，サーバリックスを打ったマウスの血清中に正常マウスのCA2という海馬の組織と反応する抗体があったということが正確な表現であって，沈着がありというと，もともとの検索したマウスの脳に沈着ありというふうな理解になるんで，正確ではないです。

ここのスライドに沈着と書かれていることから，ではこの画像はワクチンを打ったマウスの脳そのものに沈着したものだというふうに読み取ることができますか。

それはできません。

それはなぜですか。

このスライドは、全ての写真においてバックグラウンドが非常に少ない蛍光抗体の染色法になっています。もしワクチンを打ったマウスであるならば、マウスの脳自身に自分が持っている正常の I g G とワクチンを打ったことによって産生された異常な I g G の両方がしみ込んでいるので、もっとバックグラウンドの強い写真になるからです。

バックグラウンドの強い写真になるとは、例えばこの画像の S e r u m と書いてある血清（自己抗体）という列、緑色に染めているところですね。

はい。

そこの染まり方が全く違うはずということですか。

そうです。

今原告がおっしゃったのは I g G の抗体にも正常なものと異常なものがあるという前提ですか。

そうです。

では、1月8日の班会議で、あるいはこの後合同班会議も行われていましたし、3月16日にはマスコミ向けの成果発表会も行われていますけれども、このスライド、証人は本件スライド、甲第4号証の資料の中で紹介していますが、この画像について脳そのものへの沈着を指しているのかという指摘やあるいは質問はありましたか。

ありません。

では、ウェッジだけですか。

そうです。

では、沈着と書いたことが不正確だったとおっしゃいましたが、それは捏造に当たる研究不正ですか。

それは全く捏造という意味合いとは全く違う内容と考えております。

捏造とはどのような意味ですか。

捏造とは全くないものをあるように言うことが捏造だというふうに考

えております。これは、ここに写っているものの解釈の違いというか、解釈の表現が違ったんであって、捏造という話とは全く違うと考えています。

では、原告の研究班の班員の中でこのスライドを見て子宮頸がんワクチンを打ったマウスそのものの脳を見たと理解した人はいましたか。

いません。

では、原告は本件で問題となっている今のマウスの各ワクチンを打ったマウスから採取した血清と正常マウスの脳切片と反応させた実験に直接かかわっていますか。

全くかかわっておりません。

では、このマウス実験は誰の研究としてなされていきましたか。

これは、班員の産婦人科の塩沢丹里教授の研究として行われていました。

では、原告は塩沢教授の研究やあるいはA氏のマウス実験について直接指示する立場にありましたか。

ありません。

甲第4号証(「子宮頸がんワクチン接種後の神経障害に関する治療法の確立と情報提供についての研究」と題するスライド集)を示す

30枚目の下の段のスライドを示します。この30枚目下の段のスライドが皮内神経の観察と題するスライド、次の31枚目の上の段のスライドが末梢神経病変と題するスライドですが、このスライドはあなたが作成したものですか。

これは、A氏からマウスの皮膚標本を提供いただいて、私がこの標本をつくり、切片を作成し、私が電子顕微鏡で観察して作成した図です。

では、標本とはすなわちプレパラートのことですか。

いや、固定液に固定したマウスの皮膚、サーバリックス接種後12か



月と書かれて、個体番号が打たれた皮膚標本を私が提供を受けて、それで組織標本をつくりました。

では、組織標本とスライドを作成したのは原告ということですか。

はい。

では、今A氏から原告がマウスの皮膚片を受け取ったとおっしゃいましたが、それはA氏がマウスの血清と脳切片の反応を見た実験の一環ですか。

それは全く違います。私は、子宮頸がんワクチンの副反応として患者さんで皮内神経に異常があるということを電子顕微鏡で見て論文として発表していました。そのことをA氏は知っていて、マウスの皮膚を提供できると言われたんで、それは全く独立した形で私が最初の段階で平成27年4月に2匹、そして平成28年1月の段階で多分2匹と思いますが、複数受け取りました。

では、A氏が行っていたマウスの実験や塩沢教授の研究とは全く別だということですね。

そうです。

甲第21号証（被告村中と原告とのメールのやりとり）を示す

これは、原告と被告の村中さんとのメールのやりとりですけれども、このメール、平成28年3月23日に原告が村中さんに返信をしたもので終わっていますよね。

はい。

この日より後、村中さんやあるいはウェッジの編集部から原告のところ取材の申し込みはありましたか。

ありません。

では、あなたは平成28年6月3日に村中さんや大江さんがA氏に会って話を聞いたことを当時知っていましたか。

全く知りません。

甲第1号証（雑誌『Wedg e』2016年7月号抜粋）を示す

目次を示します。これは、ウェッジの2016年7月号ですけれども、原告はこの雑誌を見えていますね。

はい。

これは、被告の大江さんが郵送してきたものですね。

はい。

受け取ったのはいつごろであったか覚えていますか。

多分6月17日の金曜日だと思います。

甲第28号証（原告宛送付書）を示す

甲第28号証は、原告のもとに今のウェッジが送られてきたときに一緒についていた送付書ですね。

はい。

この送付書には「先日は当方の取材に対して誠実なご回答がいただけませんでした」とありますけれども、原告は大江さんあるいはウェッジの編集部から取材を申し込まれたことはありますか。

ありません。

甲第21号証（被告村中と原告とのメールのやりとり）を示す

甲第21号証の下のところを見ると、これは村中さんが平成28年3月22日に原告に対して送ったメールで、このメールの中で去る3月16日の成果発表会での発表内容についての質問が並んでいますが、原告はこれについて翌3月23日の午後2時9分に返信していますね。

はい。

そのときのこれ以降も村中さんからウェッジや大江さんからも何もなかったということですね。

ないです。

原告は、先ほどのウェッジの記事を読んで、どのように思いましたか。

非常にびっくりしました。

それはなぜですか。

事実と違うことが書かれていたからです。

甲第1号証（雑誌『W e d g e』2016年7月号抜粋）を示す

甲第1号証の記事のところ、41ページ以下ですけれども、原告がこの記事を読んで、事実と違うというふうに考えたところは具体的にどこですか。

まず、私にA氏が複数の免疫染色で陽性であるスライドを渡したのに池田修一はその中の1枚しか使わなかったという表現なんですけど、私はA氏から直接スライドをもらう立場にはなかったですし、私がこのスライドをもらったのは班員の塩沢丹里氏が1月8日の研究発表会で発表したそのスライドを許可を得て私はこれを使ったんであって、A氏と私の間に直接のスライドのやりとりはないです。それと、複数の陽性に染まったスライドがあったという、そういうのも私は見ていません。

というところが違っていたということですね。

はい。

大江さんは、信州大学の学長宛てにもこのウェッジの雑誌を送っていますね。

はい。

あなたの陳述書でも学長に呼び出されたと書かれていますよね。

はい。

甲第29号証（信州大学学長宛送付書）を示す

この甲第29号証が学長宛てに届いたウェッジの送付書でよろしいですか。

はい。

その中で原告、あなたが副学長、医学部長の任にあることは大きな問題であるというふうに書かれていますね。

はい。

あなたは、これを見た後学長室を出て、その後厚生労働省から電話がかかってきましたね。

はい。

それは、厚生労働省のどなたから電話がありましたか。

結核感染症課の医系技官の清水亜紀氏からです。

清水亜紀さんは、原告に対して電話でどのように話していましたか。

このウェッジの記事で非常に厚労省としても大変驚いているということ  
でこの事実関係をきちんと厚労省として調査したいということでした。  
た。

では、平成28年6月17日に厚労省の職員もこのウェッジの記事を読んで  
いたということですか。

そうです。それを私はこの日学長室へ呼ばれて医学部長室へ帰ってき  
たときに秘書から厚生労働省の清水亜紀先生に至急電話を入れるよう  
にということなんで、電話を入れたら、もうこのウェッジのことをお  
っしゃるんで、このウェッジはまだ17日の段階では発売されていな  
かったんです。私からどうして御存じなんですかと言ったら、清水亜  
紀氏が先ほどウェッジの大江さんが来て配っていきましてと言われた  
んで、非常にそのことにはびっくりしました。

では、このウェッジの記事は捏造という言葉が随所に書かれていますが、厚  
労省研究班の研究内容について捏造があると指摘された場合、それはどのよ  
うなことを意味しますか。

これは、言葉のとおり研究でない成果をあるように言ったということ  
が捏造であって、それは非常に重大な問題だというふうに思います。

原告は、先ほど甲第1号証の記事について子宮頸がんワクチン以外のワクチ  
ンでも強く緑色に染まった画像は受け取っていないとおっしゃいましたね。

はい。

あなたは、A氏からそもそもマウスの血清と脳切片の反応を見た実験に関するデータを直接受け取ったことはありますか。

ありません。

では次に、信州大学の予備調査のことについてお聞きしますが、予備調査での委員の態度はどうでしたか。

予備調査委員の中には医学部関係者は誰も入っていないくて、予備調査委員会の委員は他学部の方からなっておりました。したがって、文部科研と厚生科研の目的の違いとか、行い方の違いということを全く理解されていない質問が相次ぎました。もう一つ、ウェッジの記事が正しいという前提で私が非常に不正をしているんだということの質問攻めに遭いました。

その後、本調査委員会が行われましたが、本調査ではどのような資料が委員会に提出されているかを原告は教えられたことがありますか。

全くありません。

そうすると、本調査の委員側は資料を見ながらあなたに質問していたけれども、あなたはそれを見ていないということですか。

今回資料として出てきたものを見て、初めて内容を知るに至りました。それは、今回被告の村中さんの側が証拠として出してきた信州大学の本調査委員会の資料ということですね。

そうです。しかし、これは私も大学にいる人間としてこういうものが大学から外部に出るということは原則ないものだと考えています。

原告（第1反訴及び第2反訴被告）代理人野間（以下「原告（反訴被告）代理人野間」という。）

先ほど捏造の定義についてないものをあつたかのように言うこととおっしゃいましたが、ないものをあつたかのようにつくることではないんですか。

はい。

甲第12号証（研究活動の不正行為への対応に関する指針について）を示す

2ページ目、これ研究画像の不正行為に対する指針ですけども、2ページ目、捏造については存在しないデータ、研究結果等を作成することとありますね。

そうです。

言うことではなくて、実験結果とかデータをつくり上げることですね。

はい。

被告（第1反訴及び第2反訴原告）村中璃子代理人藤本（以下「被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本」という）

甲第19号証（陳述書）を示す

3ページを示します。これは、あなたの陳述書なんですけれども、この3ページの真ん中あたりに、「このような大脳障害が起っていることについて、神経障害性自己抗体が脳細胞から末梢神経に作用する機序が解明されれば、副反応としてCRPS（組織傷害や神経損傷などを契機とする感覚神経、運動神経、自律神経、免疫系等の病的変化によって発症する慢性疼痛症候群のこと）と高次脳機能障害が出現することを証明できると考えました。」と、こう書いてありますね。

はい。

あなたは、平成25年6月ごろから子宮頸がんワクチンを接種後に痛みを訴えている少女たちを数多く診察してきて、そして平成27年ころには子宮頸がんワクチン接種によって少女に自己抗体ができて、脳細胞や末梢神経を傷害しているのではないかと、こういう仮説を持っていたということですか。

私自身自己抗体があるということは言っていないんですが、私は多分平成27年度の時期には約145名くらいの患者さんを診る中で、最初は私子宮頸がんワクチン接種後の患者さんには末梢性の自律神経障害とCRPSと呼ばれる末梢神経障害性の慢性疼痛が起こっていると考えたんですが、それでは説明できない脳機能障害が起こっているという

ふうに認識するようになりました。ただし、そこに自己抗体が関与しているということは、それは言っていません。

今145名の患者を診察したとおっしゃいましたが、なぜあなたがそんなにたくさん患者を診察することができたんですか。

私が研究班の代表者であり、かつ脳神経を専門とする神経内科医であったので、全国各地の病院から紹介が来しました。

それは、子宮頸がんワクチン全国被害者連絡会のほうから・・・。

原告（反訴被告）代理人出口

異議。本件と関連性ありません。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

関連性があると思っています。診察の経緯です。これまで何人の診察してきたか・・・。

原告（反訴被告）代理人清水

いや、何人かは答えているじゃないですか。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

その背景事情に関してはこちらの反訴とも関係していると思っています。

裁判長

具体的に関連性示して説明してください。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

次行きます。あなたは、平成26年度の厚労省研究班で塩沢教授がHPVワクチンを接種したNF-κB p50欠損マウスにおいて自己抗体の産生が認められたとの報告をしたことは覚えていますか。

はい。

塩沢教授がそのとき報告したマウス実験を実際に行っているのがA氏であることは平成26年当時あなたは認識していましたか。

平成26年当時は、それは認識していませんでした。

あなたとしては塩沢教授がマウス実験をされているということは平成26年3月、4月以降、平成26年度認識されていたわけですね。

塩沢教授が平成26年度の研究計画書ではマウス実験は出ていません。そのときは子宮頸がんワクチンの視床下部下垂体系ホルモンへの異常を検討する・・・。

あなたがおっしゃっていること今認識が間違っています。平成26年度の班会議。

平成26年度の班会議は、平成27年度の初めにやりました。

平成27年1月ごろですね。

はい。

そのときマウス実験の報告がありましたね。

ありました。

マウス実験が平成27年1月の班会議で報告されたマウス実験がA氏によって行われていることをあなたいつ認識したんですか。

その報告があった後だと思います。

そうすると、班会議、平成27年1月の塩沢氏からの班会議の報告の後に初めてA氏がやっている、その実験を、ということを知られたんですか。

はい。

甲第24号証（陳述書）を示す

甲第24号証の3ページを示します。A氏の陳述書ですけれども、最初のところにあなたからサーバリックス以外のワクチンを接種した場合と比較検討してみてもどうかというコメントがあったと、こう書いてあるんですけども、先ほどの平成27年1月ごろの平成26年度班会議の後、A氏に対してこうしたコメントをしたことは覚えていますか。

A氏にしたわけじゃありません。これ班会議の席上で私が塩沢先生の発表に対してサーバリックス接種と生食接種の2分ではなくて、他の



ワクチンも打って検討したらどうですかというコメントをその場でしたんであって、A氏に直接したわけじゃありません。

そうすると、A氏がそこに書いてあることというのは塩沢教授から聞いた話という趣旨で書いておられるんですか。池田先生がおっしゃったことを塩沢先生から聞いてという、そういう話ですか。

多分そうだと私思います。

A氏の陳述書によれば平成27年2月上旬からインフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチンを接種したNF- $\kappa$ B p50欠損マウスについての検討を始めたとのことですが、あなたとしては平成27年1月の班会議以降のA氏がNF- $\kappa$ B p50欠損マウスを用いたマウス実験を継続していると、そういうことは当時認識していましたか。

塩沢丹里教授の教室内でこういう研究が行われているという認識でした。

それは、塩沢丹里教授の研究室内でA氏以外にできる人はいないんじゃないですか。

私自身がA氏がリーダーとしてこの研究をやっているって聞いたのは、だからそのもう少し後だというふうに考えています。

それは、平成27年1月の班会議の少し後ということですか。

私がA氏と直接話す機会ってほとんどないんで、多分3月から4月の時期に彼が中心になってこの研究をやっているということを彼から直接会ったときに聞いたんだと思います。

今のあなたの御記憶としては平成27年3月から4月ぐらいにA氏がこのNF- $\kappa$ B p50欠損マウスを使ってマウス実験を継続しているということをA氏から直接聞いたと思われる、そういう御記憶だということですか。

はい。

当時それが平成27年度の厚労省研究班における実験だということは認識し

ていましたか。

はい。

そうすると、このマウス実験というのは1年近くかけて行うわけですから、少なくとも各ワクチン群で3匹とか6匹とか、それぐらいの数でやっている  
とあなたは認識していたんですか。

数については正確にそういうふうに想定はしていません。

A氏が各ワクチン群1匹だけやっているとは思っていなかったんですね。

原告（反訴被告）代理人出口

異議。前提事実には誤りがあります。1匹で実験しているというのはありません。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

1匹だけでやっているとは、彼の認識を、池田さんの認識を聞いていますので、思っていたかどうかを聞いています。

先ほども言いましたように、研究が塩沢丹里氏の報告を見てもサーバリックス接種群とか肝炎ワクチン接種群というふうになっているんで、1匹で進んでいるという認識はありません。

甲第19号証（陳述書）を示す

4ページ示します。それから少し時間がたって、あなたの陳述書の4ページの2段落目見ると、平成28年1月8日の班会議の案内を平成27年11月13日に塩沢教授を含む研究分担者にメールで送ったと、こういうことですか。

はい。

その下の3段落目を見ると、平成27年12月3日に塩沢先生からサーバリックス接種による中枢神経細胞を認識する自己抗体を産生誘導という演題で発表したいと、こういう連絡があったわけですか。

はい。

その段落の最後を見ますと、モデル動物を使ってワクチン接種後間もない時期から脳で何が起きているかを定期的に観察することが副反応機序解明に重要だと考えた、こうあるんですが、あなたとしては子宮頸がんワクチンであるサーバリックス接種によってマウスの脳に何が起きているかを観察することが重要だと考えたわけですか。

そういうふうではなくて、私自身は子宮頸がんワクチン接種後の副反応を呈している患者さんというのは何らかの免疫異常があって、ああいう神経症状が出るのであろうと考えました。そのためには何らかのそういう神経障害を起こす媒体が必要だろうと考えました。

媒体というのはどういうことですか。

その中の一つが自己抗体と考えていました。

あなたとしては塩沢教授から報告されるであろうマウスの脳そのものを見るんだらうと、見ているんだらうと、この案内を送って、塩沢教授から返信が入ってきた当時、そういうふうに思っていたんですか。

そういうふうにはわかりません。それなので、私自身はこの研究の詳細を知りたいと思って、この研究の詳細を知りたいということを塩沢教授に連絡しました。そうしたら、12月28日のプログレスミーティングに出席してほしいというのに、それで出席しました。

平成27年12月28日の信州大学医学部産科婦人科学教室のプログレスミーティングについてお伺いしますが、あなた以外に出席したのは塩沢教授、A氏、アンドウ助教、大学院生のイダさんと、この4名でよろしいですか。

いや、もっと大勢医局員がいましたが、私詳細はわかりません。これは産婦人科教室の研究ミーティングなんで、医局員が大勢出ていました。

その中にアンドウ助教とイダさんがいたことは覚えていますか。

私知りません。それは、私そういう大学院生の名前まで知らないんで。

そこには塩沢教授とA氏がいたことは間違いないですね。

そうです。

それ以外に医局員が何人ぐらいおられたという御記憶ですか、たくさんとおっしゃいましたが。

正確には覚えていませんが・・・。

例えば3人ぐらいなのか、あるいは5人ぐらいなのか・・・。

もっと大勢です。産婦人科の講座って非常に人数が多い講座なんです。

10人ぐらいはいたんですか。

それ以上いたと思います。

1時間近くのミーティングだったということなのですが、あなたはA氏のマウス実験の報告を最初から最後まで聞いたということですか。

はい。

ふだんあなたは産婦人科教室のプログレスミーティングには出席しないんですよね。

しません。

このとき出席したのは何か月ぶりというか、何年ぶりというか、でしたか。

平成27年12月28日の・・・。

ちょっと趣旨が違うんですけど。

原告（反訴被告）代理人出口

済みません。以前出席したことがあるかないかから聞いてくれますか。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

これ以前に出席したことがありましたか。

ありません。それは、人の講座のミーティングに他の講座の私が出ることはないんで、ありません。

そうすると、塩沢教授からこういう報告がなされるので、A氏からこのマウス実験の報告がなされるんで、それにあなたとしてはぜひ出席したいと、そ

ういうふうな流れだったということで間違いないですか。

そうです。

A氏が報告したマウス実験の内容については、これは子宮頸がんワクチンを接種したNF- $\kappa$ B p50欠損マウスの血清を他の正常マウスの脳の海馬に振りかけて、血清と脳の組織との反応を見るというものでしたね。

はい。

A氏の報告を聞いて、あなたとしては子宮頸がんワクチンを接種したマウスそのものの脳に障害が発生したと、こう考えたわけですか。

研究発表は、子宮頸がんワクチンを接種したマウスの血清中に正常の組織のマウスの神経細胞を認識する抗体ができているという報告でした。そういうふうに理解しました。

では、子宮頸がんワクチンを接種したマウスそのものの脳に障害が発生したとは思わなかったということですね。

そこのところはそういう報告もなかったんで、それはわかりません。あなたとしては、子宮頸がんワクチンを接種したマウスの血清に自己抗体ができたこと、こう理解されたということですか。

そうです。

一般論として例えば人の血清に自己抗体が発生していて、人の血清を例えば人の脳の海馬に振りかけたとしたときに、それは人の脳の海馬に障害が出たとは、これは言えませんよね。

質問の意味がわかりません。

プログレスミーティングの出席者の塩沢教授、アンドウ助教、イダさんとの間で、アンドウ助教とイダさんが出席したかわからないということなのですが、プログレスミーティングの出席者との間で子宮頸がんワクチンを接種したマウスそのものの脳に障害が発生したかどうかと、こういった議論をされた御記憶ありますか。

ありません。

あるいはそういうほかのプログレスミーティングの出席者の方が子宮頸がんワクチンを接種したマウスそのものの脳に障害が発生していると、こういう見解を誰かが述べた御記憶はないですか。

質問の意味が余りよくわからないんですが、そのことに関しては午前

中のA氏のお話でも何回も出てきていたと思うんですが。

何回も出ていますね。非常に重要なところなんで、何回も聞いているんです、私も。

その趣旨がわかりません。逆に・・・。

質問を続けますけれども、プログレスミーティングに出席した人たちの間では少なくとも塩沢教授とあなたとの間では子宮頸がんワクチンを接種したマウスそのものの脳ではなくて、マウスの脳そのものに障害が発生したのではなくて、子宮頸がんワクチンを接種したマウスの血清に自己抗体ができた、という認識を共有されていたということですか。

少なくともそう認識共有していたと思います。

甲第17号証（A氏のプログレスミーティング資料）を示す

31枚目と32枚目を示します。この2つのスライドですけれども、これは先ほどの平成27年12月28日のプログレスミーティングの際にA氏からの報告で見たものということ間違いありません。

はい。

この2つのスライドには12か月という形で記載があるんですけども、先ほど主尋問であなたは接種後12か月と理解されたと、ということですか。

はい。

このサーバリックス12か月。

はい。

この英語の部分見ますと、上のほうです。英文の3行目以下を見ますと、こ

ここに書いてある、黄色でちょっとハイライトしてあるんですが、書いてあるの見ていただいたらわかると思うんですけども、1回目の接種、first shot of Cervarixから12か月と、2か月、4か月、12か月と書いてありますが、接種後12か月ということで説明がなされていると、そういう御記憶はないですか。そう説明された御記憶はないですか。

だから、私自身は接種後12か月とこの時点では理解しました。ただし、この細かい数字はプレゼンテーションされたときにわかりませんから。

一般論として動物実験でワクチンを接種する場合、何か月と書けば通常は接種後何か月と、そういう意味に理解するということですね。

そうです。

今そうですとおっしゃいましたね。

はい。

この31枚目の画像ですけれども、この一連の画像というのは4つの群それぞれ1枚の脳切片に血清を振りかけたのだと、そういう理解をされましたか。

そうです。

各ワクチン群1枚ずつの脳切片を使っていると、そういう理解ですね。

そうです。

その次のページの32枚目なんですけれども、ここには右側のほうに棒グラフがあるんですが、これは子宮頸がんワクチンサーバリックスが72、インフルエンザワクチンが一番左2.8、それからB型肝炎ワクチンが3.0、PBSが2.5と、こう記載された棒グラフがあるんですが、これはどういう意味を示すのかわかりますか。

この免疫反応の強さを示しているんだらうと、おおよその強さを示しているんだらうというふうに理解します。

この棒グラフには統計解析を行ったことを示すエラーバーもありませんし、

どういった統計解析をしたかも書いていないんですけれども、平成27年1月28日のプログレスミーティング当時あなたとしてはこの実験が何匹のマウスの血清を用いて実験したのかA氏に確認しましたか。

していません。

あなたとしてはプログレスミーティング当時何匹のマウスの血清を使っているのか、こういったことは関心がなかったんですか。

違います。まず、ここの図なんですけど、共焦点蛍光顕微鏡というのだと蛍光の強さをある程度数値化ではかれるんです。通常の蛍光顕微鏡はそういうことがわからない、強い、弱いという観察者の主観で判断するんですけど、コンフォーカルマイクروسコープというのはこの蛍光の量を、蛍光測光という形である程度定量化できるんです。したがって、このサービックスを打ったマウスの脳の反応だけがこういうふうに強い数字で出てきて、ほかのはこれは非特異的な反応レベルの蛍光なんです。したがって、これは意味のあるデータと理解しました。それと、この写真は1枚のマウスから撮っているんで、当然なんですけど、この写真を撮るための予備実験というのはかなり複数の実験をしていないとこういう写真を撮りに行けないんです。それを午前中にA氏が言っていたように、血清をどの程度希釈すれば非特異的な反応がなくなるかとか、どの部位をどういう蛍光測度で、蛍光量で測定すればわかるかとかいうために、この写真1枚を撮る、この1例というか、1回の研究をするために予備実験の段階では複数のマウスともものすごく多数の実験をしているというのが、これ前提の写真なんです。

棒グラフの。あなたとしては、今ちょっと回答が何か結果的になかったんですけれども、マウス実験、ここで出されているマウス実験で棒グラフをつくるために何匹のマウスを統計使って、それを統計的に解析したか、そこについては関心がなかったんですか、それともこれは1匹だけのマウスの棒グラ



フだという認識をされていたんですか。

これは、だから当然ここ、こういうふうな表示の仕方なんで、これは1匹だというふうに理解しました。

この棒グラフ自体は1匹のマウスの結果だと、そういうふうに当時から理解していたということですか。

はい。

それは、プログレスミーティング当時もそうだし、班会議の当時もそうだし、その後の、それから成果発表会、あるいはNEWS 23での発表のときもそうだと、そういうことですか。

この写真1つに関しては1匹だと理解しています。

この棒グラフのこの結果は各群マウス1匹の結果に基づく棒グラフだと認識されたわけですね。

これは・・・。

裁判長

済みません。今各群1匹っておっしゃいましたか。

その質問の、僕意図がよくわからないんですが、ここに出している、こういうデータの表現の仕方って研究者によってそれは変わってくるんで・・・。

ここってグラフですか。

このグラフです。このグラフだけを持って何匹のマウスの研究をしていたかということを推測することはできません。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

さっきおっしゃったのは、プログレスミーティング当時にこの棒グラフがマウス1匹の実験で得られた結果をまとめたものと理解されていたとおっしゃったんですが・・・。

恐らくそうだろうというふうに思いました、これは。というのは、逆

に2匹、3匹のデータをこういうスライドに1枚に提示することはできませんから。

裁判長

つまり1匹についてつくられたものがこの1枚だという御理解だったということですね。この1枚については1匹からできているというだけのことでよね。

そうです。2匹、3匹のことをこんな1枚の中に入れることはできませんから。だけど、これだけは理解してください。この写真を撮るって非常に高度なテクニックで、一気にエベレストの頂上に登るような研究はしません。だんだん、段階を踏んでやるというのが当然なんで、この前段階にはほかの実験が多数あるんです。

被告（反訴原告）村中璃子

予備的な実験をたくさんこの前に重ねていたということなんですが、それではこの結果を先生がワクチンを打ったマウスの脳に異常な抗体が沈着したというふうにはっきりと発言されていますけれども、その結果……。

原告（反訴被告）代理人出口

前提に誤りあります。沈着したという発言はしていません。前提にしないでください。

被告（反訴原告）村中璃子

異常が見られたというふうに発言していますけれども……。

原告（反訴被告）代理人出口

異常が見られたという話はしていません。

原告（反訴被告）代理人清水

正確に質問していただけますか。

被告（反訴原告）村中璃子

正確に言いましょう。済みません。

裁判長

代理人のほうから質問されたらどうですか。質問になっていません。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

あなたNEWS 23で子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけど、脳の海馬  
とって記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障  
害していそうだと、こういう発言をしているんですけども、この発言をし  
たときマウス1匹の実験結果に基づく発言だと、マウス1匹の実験結果に基  
づくものという認識はあったんですか。

そのことに関してですが、NEWS 23で私マウスの実験データにつ  
いて言った段階でというか、その前提として先ほどから問題になって  
いるこの写真ができてくる段階で……。

原告（反诉被告）代理人野間

甲第17号証（A氏のプログレスミーティング資料）を示す

甲第17号証のどっち。

これ。

31ページの写真です。

この写真ができてくる段階でマウスの何匹のマウスを使ってやってき  
たかは知りませんが、こういう写真を撮る前提として、前段階でもつ  
と4か月目とかそういう段階でも調べているだろうし、この条件設定  
をするためのマウスの匹数じゃなくて、こういう写真を撮るための前  
提実験というのはかなりされているものだろうと思いましたが、私別  
にマウスのこういうことが起こっているということをNEWS 23、  
それと成果発表会で確定的に言ったわけじゃありません。こういうこ  
の1年間で研究して、こういうことがありそうなので、今後このモデ  
ルマウスの研究をしたいんだということを申請して言っているんであ  
って、確定的なことを言っておけません。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

今回塩沢教授は、予備調査委員会と本調査委員会のヒアリングにおいてNイコール1であることをもともと理解していて、それで班会議でNイコール1であることを説明したと、こうおっしゃっているんですけども、そのことは御存じですか。

私はNイコール1という、そういう説明を受けておりません。それは、プログレスミーティングでも班会議でも受けていないと、Nイコール1であることを、そういう説明を受けていないということですね。

受けていません。

ただ、甲第17号証の32枚目のグラフがマウス1匹によるものの結果だということとは認識されていたんですね。

ここへ出してきているスライドからそう理解・・・。

もしかするとプログレスミーティング当時にNイコール1を説明したかもしれないけれども、あなたは今その御記憶はないと、そういうことではないんですか。

原告（反訴被告）代理人野間

異議あり。どういう質問ですか、それ。答えているじゃないですか。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

今現時点の・・・。

原告（反訴被告）代理人野間

本人の認識はもう答えています。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

マウスから採取した血清を他のマウスの脳切片に振りかけて自己抗体の反応を見る実験を行う場合、一般的には一つの血清を複数の脳切片に振りかけるのが標準的な手法であることは御存じですか。

そうですね。

今回のこの実験に関して1つの血清を何枚の脳切片にかけたのかということについてプログレスミーティングのときにA氏に確認しましたか。

しません。

なぜ1つの血清を複数の脳切片にかけるのが標準的なのか、あなたにはその理由がわかりますか。

一般的に複数の切片でデータを確認しているんです。1枚の切片だけで反応が出て、それが本当にトゥルーかどうかわからないんで、ほかの切片でも確認するという意味で複数でやるというのはどんな実験でもそうです。

甲第17号証の続いて31枚目を示しますけれども、このプログレスミーティングで報告されたA氏のマウス実験ですが、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、子宮頸がんワクチン、サーバリックス、PBSを接種したマウスからそれぞれ血清を採取して4つの血清があったということですか。

4種類の血清を脳にかけたんだと思います。

あなたとしては、4種類の血清をそれぞれ何枚の脳切片にかけたのかあなたは今わかりますか。

わかりません。

そうすると、1枚にかけたのか、2枚、3枚にかけたのか、今あなたとしては確定できないということですか。

済みません。その質問の意味がわからないんですけど。

あなたの現時点の認識を聞いておまして、あなたの現時点の認識としては何枚の、4つの血清をそれぞれ何枚の脳切片にかけたのかわからないということですね。

わかりません。私そういう細かい研究方法を聞く立場にもないですし、その必要もないんで。

それから、そこにはワクチン接種から12か月後と書いた画像があるんです

けれども、それ以外にワクチン接種から9か月後の血清を他のマウスの脳に振りかけた画像を見た御記憶はないですか。

ないです。

甲第18号証（平成28年3月16日成果発表会の録音反訳（開会挨拶から原告説明部分まで））を示す

13ページ目を示します。あなたの成果発表会の発表内容なんですけれども、下から10行目にインフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、子宮頸がんワクチン、そして単なる生食を打つてみると、大体9か月から12か月、1年くらいして脳の海馬と呼ばれている記憶の中核のところにはHPVワクチンを打ったマウスだけこういう異常抗体がついているとあるんですけれども、あなたとしては接種後9か月の血清を用いたマウスの海馬の画像と接種後12か月の血清を用いたマウスの海馬の画像、これらを確認されたということですか。

私が見た写真は、そこに出ているように生後12か月というふうに後で訂正を聞いたんですが、だから私が最初プログ्रेसミーティングでは12か月と書かれていたんで、ワクチン接種後12か月という理解でした。ここにこういう異常抗体がついているというのは、先ほども言っているように、これは表現の間違いです。だから、これはサーバリックスを打ったマウスの血清中にマウスの海馬の神経細胞と反応する異常抗体が出現しているというのが正しい表現です。これは・・・。

ただ、ここには大体9か月から12か月、1年くらいして脳の海馬と呼ばれている記憶の中核のところには異常抗体がついていると、こうあるんですが、この9か月という言葉出てきた根拠、これは覚えておられますか。

原告（反訴被告）代理人野間

今答えたじゃないですか。訂正を後から聞いたからと答えたじゃないですか。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

いや、答えていないと思います。9か月のところに関しては。

9か月というのは、これはだからここに示しているのは月齢であって、だから……。

原告（反訴被告）代理人野間

ここって、先生どこですか。

さっきのスライド、これ午前中から同じことを何回も論議しているんですが、これは……。

甲第17号証（A氏のプログレスミーティング資料）を示す

31ページですね。

ここに12か月と書かれていたんで、サーバリックス接種後12か月というふうに私は理解したんですが、後でこれは月齢3か月のマウスに打って、そのマウスが12か月になったときの血清だというふうに訂正を聞いたんで、あ、9か月ということなんだというふうに理解しました。それも午前中から何回も同じ議論だと思います。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

ただ、その訂正を聞かれたというのは本調査委員会になってからの話ですよ  
ね。

いや、本調査委員会ではそういう話は私は聞いていません。

いつ聞いたんですか、その訂正の話というのは。

時期については、私わかりません。

あなたとしては、そこにプログレスミーティングのときには12か月後、接種後12か月だと書いてあるスライドを見て、接種後12か月の海馬の画像があるなど思ったけれども、成果発表会ではこういうふうにどうも大体9か月から12か月という、こういう話をされているんですが、成果発表会当時に接種後9か月のマウスの血清を用いたマウス海馬の画像を見た御記憶はないということですか。

ないです。

例えばプロGRESSミーティング以外のどこかでそういう成果発表会の前にA氏から接種後9か月と書かれたマウスの画像を見せてもらった御記憶はないですか。

ないです。

本調査委員会では、HPVワクチン、B型肝炎ワクチン、生理食塩水については接種後9か月に採取したマウスの血清が用いられて、インフルエンザワクチンについては接種後8か月に採取したマウスの血清は用いられたと、こうA氏が説明しているんですが、A氏は接種から9か月後あるいは8か月後に採取したマウスの血清を用いた画像を撮影したと、こういうことは御存じですか。

本調査委員会でA氏がどういうふうに述べたか、私はわかりません。現時点でA氏は接種から9か月後あるいは8か月後の血清を用いてマウスの海馬の画像を撮影したというふうにおっしゃっているのは御存じですか。

それは知りません。

甲第17号証（A氏のプロGRESSミーティング資料）を示す

これあなたが平成27年12月28日のプロGRESSミーティングの資料としてA氏が作成したものとして提出したのですが、これはA氏から入手したのはあなたがこれを裁判所に提出した平成29年・・・。

原告（反訴被告）代理人出口

異議あり。入手したというところ、前提に誤りがあります。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

あなたは、これをA氏から原告代理人を通じて入手したんですか。

ここに出ている画面というのは・・・。

甲第17号証の、それは上の・・・。

このスライドは、私は入手しておりません。



この訴訟との関係では入手していないんですか。

していません。

原告代理人からこのスライドを見せられたのはいつですか。甲第17号証の資料を原告代理人から初めて見せてもらったのはいつのことですか。

余り記憶にないです。

平成27年12月28日のプログレスミーティング以降今までの間、A氏から直接この資料を、プログレスミーティングの資料、甲第17号証を受け取ったことはないということですか。

ないです。直接話をしたこともないです。

それは、直接話をしたことはないというのはプログレスミーティングのときには直接話をしたけれども、それ以降は直接話をしていないということですか。

プログレスミーティングの後、2回目のマウスの皮膚をもらったのが平成28年1月なんで、恐らくそのときには皮膚の病変のことで少し話をした記憶はありますが、それ以降はありません。

A氏とそもそも、きょうは顔合わされたと思うんですけども、それ以降は全く会っていないということなんですか。

ありません。

そうすると、プログレスミーティング以降、成果発表会前に平成28年1月にA氏から皮膚切片をもらうときに会われたということなんですが、それは何分ぐらい会われたんですか。

私先ほどA氏が午前中の説明で言っていたように、組織を持って私の秘書に預けていったということだったんで、私は受け取りましたと、これも検索しますという程度の話をしただけです。

だから、挨拶程度で皮膚切片を秘書のところに持ってきて、その近くに池田さんがおられたわけですね。

だから、そういうふうを受け取ったということを私がいる医学部長室  
というのは基礎棟の1階にあるんです。彼は、基礎棟にいるんで、医  
学部長室のすぐ近くのエレベーターのところで多分顔を合わせたとき  
にそう言ったんだと思います。

A氏とエレベーターのところで顔を合わせて、皮膚切片の話を少しされたと、  
そういうことですか。

受け取りました、検索しますという程度です。

エレベーターで会った、平成28年1月ごろに会ったとき以外はプログレス  
ミーティング以降きょうに至るまでA氏とは会っていないと、こういうこと  
ですね。

はい。

甲第17号証（A氏のプログレスミーティング資料）を示す

甲第17号証のこのプログレスミーティングの資料として裁判所に提出され  
ているものなのですが、これが実際に平成27年12月28日のプログレス  
ミーティングでA氏から提示された資料と同一の資料であることをどうやっ  
て確認したんですか。

原告（反訴被告）代理人出口

異議あり。誰に確認したということですか。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

自分自身として甲第17号証が実際にプログレスミーティングの資料である  
という確信を持って出されたんですか、裁判所に。

原告（反訴被告）代理人出口

異議あり。だから、原告代理人が出したという説明しています。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

原告代理人が甲第17号証を裁判所に提出するまで、あなたは甲第17号証  
の内容を確認していなかったと、そういうことですか。

質問の意図がわかんないんですけど。

質問の意図というのは、甲第17号証47枚あるんです。これが裁判所に提出されているんですけども、それが平成29年10月31日なんですけど、それ以前にあなたが甲第17号証の内容を確認されたことがあるのかということですが、プログレスミーティングのとき以外に。

だから、47枚のスライドというのは私自身は持っていないんで。そうすると、実際にA氏がプログレスミーティングで使った資料というのはこの甲第17号証とは別の資料だったんじゃないか……。

この中の一部だと思います。

一部であったという御記憶なんですか、この中の。

この中の一部を塩沢丹里氏が研究発表会で報告し、そのスライドのコピーを私は見させてもらったということです。

プログレスミーティングの際に甲第17号証の47枚のスライドが実際に使われたかどうかというのはあなたは今御記憶にないということですか。

恐らくこの内容が話されたようには記憶しております。

ただ、実際に甲第17号証の47枚のものが使われたかどうかということに関してあなたは何か客観的な証拠をお持ちですか。

私は、だから先ほど申し上げたように、これこのスライドのコピーを持っていないんで、チェックしろと言われてもチェックしようがありません。

あなたとしては現時点においてチェックしようがないということですか。

そうです。

甲第17号証以外に信州大学の本調査委員会に提出されたプログレスミーティングの資料は19枚しかないんですけども、このことは現時点で認識されていますか。

私そういう本調査委員会の資料その他は私は一切見る機会もないし、

見せてもらっていないので、それはわかりません。

今日先ほどA氏が午前中に19枚、本調査委員会に提出された19枚と裁判所に提出された47枚の資料が異なることの理由について塩沢教授が勘違いされたんじゃないかとおっしゃっておられたんですけども、その理由について塩沢教授あるいはA氏にこれまでに、今日までに確認されたことはありましたか。

ありません。

乙第7号証の2（反訳文（乙第7号証の1））を示す

76から77ページ目を示します。乙第7号証の2は、これ取材の反訳ですけども、これA氏のした反訳で、A氏は取材においてプログレスミーティングであるのは大体1回当たり30枚というような話はされていました。77ページも1回当たり、1か月当たりのプログレスミーティング30枚あるのでと、こういうふうに話しておられるんですけども、あなたの御記憶の中で平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料が30枚ぐらいあったんじゃないかと、そういう御記憶はないですか。

もっと多かったです。

それは、30枚よりも大分多かったという御趣旨ですか。

内容までは私、枚数の正確なものはわかりませんが、30枚以上の説明だったと思います。

今現時点でそういうふうに思われている、御記憶されているということですね。

はい。

ただ、さっきおっしゃったことによると、あなた甲第17号証自体を直接受け取っていなかったわけだから、プログレスミーティングで実際に用いられた資料がどういったものかということに関して現時点では確定できないということですか。

原告（反訴被告）代理人野間

異議。それなら質問しないでください、先生。確定的じゃないということを前提に先生が枚数を聞いておられるんでしょう。それについて答えたことに確定的じゃないですよね・・・。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

池田さんのほうで、あなたとして今現時点で当時のプログレスミーティングの資料が実際には19枚だったのか、30枚だったのか、47枚だったのかわからないということによろしいですか。

原告（反訴被告）代理人野間

だから、わからない前提だけど、枚数が多いかどうか聞いたのあなたじゃないですか。その質問自体撤回してください、それなら。

裁判長

御本人は30枚以上あるというふうな御記憶だというふうに答えておられるので、ただ内容については確定的なことは述べられないと、それで十分じゃないですか。

原告（反訴被告）代理人野間

会場でスライドで上映されただけの記憶に基づいてしゃべっているんでしょう。現物は受け取っていないと言っているじゃないですか。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

だから、あなたとしては当時プログレスミーティングで使われた資料が30枚より多いかもしれないというふうには認識されているけれども・・・。

原告（反訴被告）代理人清水

異議あり。30枚以上だと答えているじゃないですか。何でもかもしれないとか曖昧にしていくんですか。証言した内容を前提に質問してください。自分で答えを変えないでください。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

その前の証言ではどの資料に基づいてやったのかはよくわからないというふうにおっしゃっていましたんで・・・。

裁判長

ただ、内容はわからないけど、枚数は30枚以上というふうにお答えされています。

原告（反訴被告）代理人清水

だから、意図的な誤導しないでください。真面目に質問してください。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

甲第6号証（「Cervarix接種による中枢神経細胞を認識する自己抗体の産生誘導」と題するスライド集）を示す

これは、成果発表会前の平成28年1月8日の班会議で塩沢氏がこのマウス実験についてあなたを含む班会議のメンバーに説明するために用いたスライドですけれども、14枚目なんですけど、このスライドに関して塩沢教授はNイコール1の結果であるという説明はされていなかったですか。

していません。

塩沢教授は、予備調査委員会と本調査委員においては班会議でこのスライドに関してNイコール1であると説明したと話されているんですけど、そのことは御存じないですか。

知りません。

甲第2号証（ウェブマガジンWEDGE Infinityのウェブページプリントアウト書面）を示す

1枚目を示します。これは、NEWS23で放送された映像のキャプチャーなんですけれども、ここにある子宮頸がんワクチン異常ありとなっている緑色に光った脳切片は子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片だということですか。

これは、先ほど私こういう個々のスライドを・・・。

じゃなくて、子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片だということですか、その緑色のスライドは。質問に教えてください。

裁判長

ちょっと質問の意味がよくわからないんですけど。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

子宮頸がんワクチン異常ありと書いてある、その下に緑色のスライドがあるんですけども、これは子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの・・・。

原告（反訴被告）代理人出口

異議あり。このスライド作成に原告がかかわっているかどうかからまず聞いてください。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

それは、今前提でもう十分聞いていると思います。

原告（反訴被告）代理人清水

違います。この絵図を作成するのに原告がかかわっているかというところから聞かなかつたらだめです。誤導になります。重要なところですから。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

甲第5号証（「ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」と題するスライド）を示す

これは、あなたが平成28年3月16日の厚労省の成果発表会で用いたスライドですけれども、ここにHPVと書いてあるスライド、脳切片の画像ですけれども、この脳切片は子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片ということですか。

何回も言っていますけど、打ったマウスの血清を正常のマウスの脳に振りかけて反応を見た写真ですが、この組織切片自身はワクチンを打っていないマウスです。

それは、あなた成果発表会当時この緑色の光ったマウスの脳切片が子宮頸が

んワクチンを打っていないマウスの脳切片だということは認識されていたわけですね。

そうです。

同じく成果発表会当時、先ほども少し触れましたけれども、この棒グラフあるいは一連の画像セットは各群のマウス1匹の結果であるという認識はお持ちでしたか。

そうです。

甲第17号証（A氏のプログレスミーティング資料）を示す

31枚目を示しますが、これは成果発表会前のプログレスミーティングでA氏がこのマウス実験に関してあなたに説明するために用いたスライドですけれども、ここにあるサーバリックス12か月と書いてある横に緑色に光った画像があるんですが、これも子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片ということですか。

そうです。

あなたは、プログレスミーティング、平成27年12月28日当時、この緑色に光った脳切片子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片だということは認識されていなかったか。

それは、この実験方法が原則そうなんですから、当然そうです。

プログレスミーティング当時もこの実験が、先ほども申し上げましたが、各群マウス1匹の結果であることを認識していたということですね。

そうです。

A氏との関係をお伺いしますが、今回の訴訟が始まってからきょうまで清水勉弁護士と何回ぐらい打ち合わせしましたか。

原告（反訴被告）代理人清水

関連性ないと思いますが。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本



関連性があると思っています。

原告（反訴被告）代理人野間

関連性なし。

原告（反訴被告）代理人清水

関連性ありません。

裁判長

打ち合わせの回数を聞くのは何の意味があるんですか。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

今日A氏と会っていないとおっしゃっていたんで、その供述の信用性を確認するためです。

原告（反訴被告）代理人清水

理解できませんが。原告本人ですから、打ち合わせするの当然です。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

それはそうだと思います。

原告（反訴被告）代理人清水

回数に関係ないと思います。何で回数によって信用性が変わるんですか。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

あなたがA氏に清水勉弁護士を紹介したんですか。

裁判長

その質問に何の意味があるんですか。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

私どもの請求権には関連していると思いますが。

答える必要がありません。

答える必要がないと今答えましたね。今回のマウス実験を担当したA氏が清水弁護士を代理人として国際医療福祉大学を訴えていたのは御存じですか。

原告（反訴被告）代理人出口

異議あり。関連性ありません。

原告（反訴被告）代理人清水

この報道と関係ありません。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

あなたとしては、清水弁護士がA氏の代理人になることについて最終的には納得されたということですか。

原告（反訴被告）代理人清水

異議あり。

裁判長

どういう御趣旨の質問ですか。

原告（反訴被告）代理人清水

関連性がなさ過ぎる。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

関連性ないですか。

裁判長

関連性あるのであればそれを説明してください。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

関連性に関しては、私どもの反訴請求でも主張させてもらっていますけれども、この訴訟自体が非常に不当なものだと考えておりまして、その背景事情としてA氏と池田氏の関係というのは書いてもらっていますけれども、池田氏が根拠がないことを理解しているにもかかわらず、こういう不当な訴訟を起こしているということを説明させてもらっています。その中で清水勉弁護士はA氏と池田氏の両方の代理人を兼ねていると。

原告（反訴被告）代理人出口

異議あり。この件で2人の代理人を兼ねているわけではありません。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

結構です。次行きますけれども、あなたは平成28年3月14日に御自身の研究室でTBSテレビの取材を受けましたか。

受けました。

丙第79号証の3（NEWS23反訳）を示す

2ページを示します。この2ページの下の方、これは明らかに脳に障害が起こっていると書いてあるんですが、この明らかに脳に障害というのはどういう意味ですか。

まず、このことの意味なんですが、私が少し違ってくるんですが、TBSの取材を受けたのは、TBSは私どもの研究を2014年からずっとフォローしていて、多分この取材が4回目だったというふうに理解しております。私が取材を受けたのは患者さんの脳障害ということに関して正確に知ってほしいと思ったから、取材を受けました。

この脳に障害というのはあなたとしては患者の脳に障害が起こったというふうに説明した御記憶ですか。

そうです。

ただ、その前後を見ますと、患者の脳の話というのは全く出てこないんです、ナレーターの上の記載を見ていただくと。上は、「これが脳の画像データだ。」「子宮頸がんワクチンだけ緑色に光る異常な抗体が出ている。」と、あなたの発言があって、その後ナレーターが「異常が見つかったのは脳だけではない。これは子宮頸がんワクチンを打ったマウスの足の裏にある神経の束を撮影したものだ。」と、こうあって、前後の流れを見ると、患者の脳の障害とは見る者からすると受け取れないように思うんですが、あなたとしてはこれは当時マウスではなくて、患者の脳の話をしたと、そういう御記憶ですか。

私が取材を受けた全体の中で8割くらい頸がんワクチン接種後の患者さんの脳障害について話をしたつもりです。その一番のポイントは、

当時頸がんワクチンのかなりの子供たちは学校行かないのをサボタージュじゃないかと受け取られていたんですけど、私はそうではないと、脳に障害があつて、学校へ行っても授業が理解できないとか、そういうようなことがあるんで、これは決してサボタージュではない、脳に障害があるんだということを言いたくて取材を受けました。

ここで言う明らかにとはどういう根拠でおっしゃったんですか。

これは、私どもは2つの検査をしております、脳の高次機能検査と脳のスペクト画像といって、脳の血流分布を見る検査をしております、脳障害を起こしていそうだと臨床的に考えた患者さんには高次脳機能障害と脳のスペクトという血流分布画像の異常を呈していたんで、これは明らかに脳に障害が起こっていそうだという……。

そのおっしゃるスペクト画像による結果なんですけど、明らかに脳に障害が起こっているというような結果だったんですか。

これは、通常健康の患者さんでは出ないような側頭葉内側面を含めた血流の低下があつたんで、これは異常な画像だと判断しております。その下の患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですかと言うんですけども、この共通した客観的所見というのはどういうことですか。

これがだから、今言ったことです。高次脳機能障害があつて、それは高次脳機能検査をやると問題の処理能力が落ちている患者さん、そして言葉の復唱能力が落ちている患者さんとか、幾つかの高次脳機能障害が出ているんですけど、それと脳のスペクト画像の2つの異常が出ているんで、この2つを持ってやっぱりこれはこういう脳障害を訴えている患者さんの共通した所見がこうじゃないんですかということを提示しました。

その上のナレーターの真ん中のところなんですけど、子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳に異常が発生していることがわかったというふうに池田修一

医学部長の下線を引いたところの上に書いてあるんですが、あなたはこの子宮頸がんワクチンを打ったマウスにだけ脳に異常が発生していることがわかったと、こういうふうにナレーターに説明した覚えはございませんか。

ありません。

その下の子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけどうも脳の海馬といって記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して海馬の機能を障害しているそうだという説明はされたわけですか。

そうです。これは、先ほどから問題になっている脳画像所見、マウスの脳画像所見を見て、こういうことが起こっていきそうだという事は言いました。

ただ、今回のマウス実験は子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳みたいなものなので、そのことによって子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ海馬の機能を障害していきそうだと、いきそうだと全く言えないと思うんですが、そういうふうにはお考えしなかったですか、当時。

これは、午前中のA氏の説明にもあったとおり、血清中に異常抗体が蓄積してくると、その抗体が脳の血管壁を障害して、脳実質へ浸透していったって、神経細胞にアタックするというのは幾つかの疾患でわかっているんで、そういう可能性を考えました。

現時点のあなたの認識としてはここに書いている子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬に異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していきうだと、こういう事実はないという認識ですか。

頸がんワクチンを打ったマウスの脳において海馬に異常抗体が沈着しているということは観察しておりませんから、そのところの直接的な所見は私自身は得ておりません。

ただ、NEWS 23の取材当時はあなたは子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬に異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していきうだと

いう、ここのコメントは正しいと思ったんですか。

これに関しては、だからそれはこのマウスだけではなくて、あの血清が人の海馬組織、その他の組織とも反応していたんで、そういうデータをもとにこういうようなことを疑っています。

あなたの説明を受けて、先ほどのようにナレーターがその上で書いてあるように子宮頸がんワクチンを打ったマウスにだけ脳に異常が発生していることがわかったと。3ページのその次のページの最後なんですけれども、NEWS 23のコメンテーターの方の「今回のマウスの脳に異常が出たというのは、やっぱり注目しなきゃなんない見解なんだと思うんですよね。」と、こう書いてある、こう発言されているんですけれども、あなたとしてはなぜこのNEWS 23のTBSがこういった誤った認識を持ったと思いますか。

私このナレーターがどういうふうに発表するのかとか、そういうことは聞いていないんで、それはわかりません。

平成28年3月16日の成果発表会は、公開して行われるということはいつ知りましたか。

それは、厚生労働省から事前に連絡が来たんで、マスコミ公開でやるということは知っていました。

成果発表が公開されることを知って、今回のマウス実験の実験デザインの詳細について、改めて塩沢教授あるいはA氏に確認されましたか。

していません。

マウス実験のニュースについて確認する必要があるとは思いませんでしたか。

私成果発表会でも大多数はそのときまで見た145名近くの患者さんの臨床データについて説明し、その最後のほうで今後の研究の方向としてこういうマウスのデータも班員から出てきたんで、これをもとに今後新たな研究計画を立ててやっていきたいんだということを言ったんだと、このマウスデータで結論が出たというような報告はしていま

せん。

甲第18号証（平成28年3月16日成果発表会の録音反訳（開会挨拶から原告説明部分まで））を示す

13ページを示しますが、下から8行目以下なんですけれども、「脳の海馬と呼ばれている記憶の中核のところに、このHPVワクチンを打ったマウスだけ、こういう異常抗体がついている。」その後、下から2行目ですけれども、「だから、このマウスは脳と末梢神経と同時に障害を受けていそうだと」こう書いてあるんですが、あなたとしては成果発表会当時HPVワクチンを打ったマウスにだけ異常抗体がついていて、脳に障害を受けていそうだと判断していたわけなんですけれども、その根拠を教えてくださいませんか。

原告（反訴被告）代理人出口

異議あり。今の前提違います。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

あなたとしては、成果発表会当時HPVワクチンを打ったマウスにだけ異常抗体がついていて、脳に障害を受けていそうだと判断していたんですか。

その質問のやり方と言葉なんですけど、研究というのは全て仮説を立てて、それを立証すべくいろんな実験をやっていくんです。したがって、この当時、これまだ1年数か月、平成26年の報告で塩沢丹里氏から海馬にそういう抗体が出ていそうだというマウスの実験の報告があって、そのときには私自身もそんなにその研究に注目していませんでした。さらに、平成27年に詳細な報告が出てきたし、その時期に一致して私どもは患者さんの脳障害が出ているということを臨床的に重要な事項だと認識してきたんで、このマウスをモデルとして今後こういう研究を進めていきたいんだということを提案しただけで、これが結論だということを言っていないんです。

結論として言っていないと今おっしゃっていますけど、そうするとこのマウ

ス、HPVワクチンを打ったNF-κB p50欠損マウスは脳と末梢神経と同時に障害を受けていそうだと、こういう仮説に対してどなたか賛成されている研究者の方御存じですか。

賛成されている研究者はいませんが、私こういう研究計画は平成28年2月25日だったと思いますが、国立感染症研究所の今後の研究ヒアリングでもこのことを、このマウスのスライドを使って発表してきておりますし、そのときに何ら意見は出ていません。だから、この研究自身が進めてくるということは、私はそれでそのまま正しいと考えていました。

あなたとしては正しいと考えているけれども、現時点で明示的に公にあなたの見解に賛成されている方はおられないとおっしゃったということですね。

おられる、おられないってどういう意味ですか。それは私は……。賛成している方はいないとさっきおっしゃいましたよね。

アゲインストな意見は聞いておりません。

甲第4号証(「子宮頸がんワクチン接種後の神経障害に関する治療法の確立と情報提供についての研究」と題するスライド集)を示す

31枚目の上のスライドを示します。これあなたが成果発表会で子宮頸がんワクチンを打ったNF-κB p50欠損マウスについて末梢神経に障害が出ていそうだと示したスライドですね。

はい。

これは、A氏からもらった子宮頸がんワクチンを打ったマウスの皮膚切片をあなたが標本にしたものですか。

そうです。

この標本は、先ほど接種後12か月のマウスだとおっしゃいましたか。

はい、そういうことで私はA氏から供与されました。

丙第79号証の1(TBS報道番組「NEWS 23」子宮頸がんワクチン副反応 国



研究班「脳に障害」)の動画データの3分9秒の静止画像を示す

患者140人と書いてある部分のところですか。大体3分10秒ぐらいのところですか。丙第79号証の1, 動画データ3分9秒ぐらいのところ。この患者140人と動画の途中で書いてあるんですが、このスライドにはサーバリックス14Mの1, マウス皮膚と、こう書いてあるんですけども、これは接種後14か月のマウスという意味ですか。

わかりませんが、これはマウス、サーバリックス接種後12か月のマウスの皮膚だと思います。

この丙第79号証の1の動画データの患者140人という記載が左側にあつて、プレパラートを顕微鏡で観察している部分ですけども、ここにサーバリックス14Mの1, マウス皮膚と書いてあるんですが、皮膚の皮で、フは片仮名だと思ふんですけども、ここで14Mの1というのはサーバリックスを接種してから14か月のマウスの1個目のマウスの皮膚切片ということですか。

14の意味は、今ここで聞かれてもわかりません。

では、このスライドはあなたが皮膚標本をA氏から受け取って、あなたがこのスライドをつくったわけですね。

そうです。

ただ、今となつてはあなたがつくったこのスライドの14Mという数字の意味があなたの現時点ではわからないということですか。

実験ノート等と対比しなきゃこれのこの数字の意味まではわかりません。これ私は、というかこれ標本として実際につくるのは総合研究室のテクニシャンがつくるんで、ここへこういう数字が入ってきていることまでは私は今はすぐわかりません、実験のことも。

そのNEWS23で放送されたプレパラートは今回の成果発表会の末梢神経病変のスライドと、これは同一のスライドなんですか。

この中の一部を写真に撮って光学顕微鏡所見を出していると思います。そうすると、先ほど末梢神経病変と書いた成果発表会のスライドは接種後12か月とおっしゃっていましたが、それは接種後12か月のプレパラートということになるんですか。

私は、そういうふうに理解して観察しました。ただ、そこには14Mと書いていますけども、その理由は今はわからないという・・・。

わかりません。

裁判長

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本に対し、上記静止画像を提出することを命じる。

上記提出された静止画像を調書末尾に添付した。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

あと末梢神経病変について成果発表会で発表する際に先ほどA氏は生理食塩水を打ったNF- $\kappa$ B p50欠損マウスの皮膚切片についてはあなたに渡していないとおっしゃったんですが、それは間違いはないですか。

原告（反訴被告）代理人出口

異議あり。今前提違えます。渡したけれども、固定液が違っていたという話です。だから、結果として渡していないという説明でした。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

あなたは、生理食塩水を接種したマウスの皮膚切片をプレパラートにしましたか。

それはしていません。生理食塩水で入れてきた皮膚は電子顕微鏡観察に適さないので、電子顕微鏡には電子顕微鏡の特別な、3パーセントグルタールアルデヒドというちゃんとした固定液で固定してくれないと見る意味がないので。

あなたとしては、今回末梢神経病変というスライドを成果発表会で発表する際に子宮頸がんワクチンを打った皮膚切片と、それから生理食塩水を打ったマウスの皮膚切片を比較することなしにそれを末梢神経病変のスライドを子宮頸がんワクチンに起因する末梢神経障害と、こう発表されているんですか。

私これ発表する前に自分で4匹の皮膚切片を見ました。その中でこの所見を見て、そういう可能性があると考えました。

今4匹とおっしゃったのは、先ほどA氏は2匹分の2つの皮膚切片を渡したというふうにおっしゃっていた・・・。

それと、さっき言いましたけれど、平成28年1月に2匹以上来たと思う。その一部が生理食塩水の固定だった。入れてあったんです。

あなたとしては、末梢神経障害と書くとき、これは子宮頸がんワクチンを打ったマウスそのものの皮膚切片について末梢神経障害が起こっていると、こう判断されたわけですね。

それは、4匹観察し、かつ所見の電子顕微鏡で見ているこの所見がやっぱり脱髄の所見であったんで、そういう可能性を考えました。

ただ、あなたとしてはもちろんHPVワクチンを打ったマウスと生理食塩水を打ったマウスと比較して、一定のN数で比較しないとそのHPVワクチンによる末梢神経障害との結論は科学的に出せないということは御存じですか。

だから、次年度からの研究計画書を見てくれればわかるんですけど、

当然肝炎ワクチンその他を打った皮膚を比較すると書いてあります。

ここで、脳については子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳を見て、末梢神経については子宮がんワクチンを打ったマウスの末梢神経を見ているんですが、なぜこの2つは・・・。

原告（反訴被告）代理人出口

異議あり。子宮頸がんワクチンを打っていない脳を見たとは言っていない。血清です。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳を見ていなくて、子宮頸がんワクチンを打ったマウスからとった血清を他の正常なマウスの脳に振りかけた実験と、末梢神経については子宮頸がんワクチンを打ったマウスそのものの末梢神経を見ているわけですが、この2つを並列にあなたは話しているんですが、なぜこんな話し方をされたんですか。

それは、先ほどもお話ような質問に答えましたが、血清中に異常抗体がたまってくると、その抗体が脳の血管をアタックして、脳の中へ入って行って神経障害を起こすというモデルまたは疾患って複数あるんで、恐らくこのマウスもそういうことが起こっているであろうという前提でその研究をしたいと言っているんです。

今回あなたは、名誉毀損ということで訴訟を提起されているんですが、いつの時点のどのような名誉が毀損されたと、どういうふうに理解されていますか。

このウェッジの記事が出たことによって、まず医学部の医学部長としての運営が全くできなくなりました。それは、時間が少し長くなりますが、よろしいですか。

はい。

教授会で複数の教授が研究不正のある人が医学部長を、医学部とはおかしいというような動議が出まして、それによって私自身は医学部の運営に大きな支障が来しました。結果としては医学部長を継続することは非常に難しい状況に追い込まれました。そしてまた、この研究の患者さんを診たりすることに関しても不正をしている人間が診療しているんだというようなことで見られるようになりまして、大学本部において、私は副学長とかそういう仕事を一切できなくなりました。ああいう訴えが出た途端に私はもうそれは罪人のような扱いになっち

やって一切医学部長室のパソコンとか、そういうことも凍結されてしまっていて、使えなくなっちゃいましたから、通常の診療業務に大きな支障を来しました。とうとう挙げれば枚挙にいとまがないようなことになりましたし、結局捏造、不正という言葉のレッテルを言葉が貼られて、私は日常診療、日常の研究活動も実際にできなくなったということです。さらに、私子供も同じ領域で働いているんですが、子供たちも診療のときに、あ、捏造先生の息子ですかというようなことまで言われて、私はかなりの名誉を毀損されています。

丙第62号証の2（意見書）を示す

これは、もと近畿大学医学部長の野田起一郎先生の意見書なんですけれども、これは読まれましたか。

読みました。

3ページ目なんですけれども、公の場でこうしたいいかげんなデータと、それに基づく誤った解釈を発表するとともに遺伝学の基本とも言うべきデータ解釈の能力もないとみなされる医学研究者の名誉とは何を指しているんだろうか、池田氏には毀損されるような名誉などないとほとんど全ての研究者が判断すると考えられると、こういうふうに記載されているんですけれども、あなたとしては今回の成果発表会やNEWS 23での発言によってあなたの医学研究者としての名誉がなくなってしまったんじゃないかと、こういう認識はお持ちじゃないですか。

持っていません。

丙第74号証の4（意見書）を示す

これは、ノーベル賞候補にもなっている筑波大学の柳沢正史先生の意見書なんですけれども、これは読まれましたか。

読みました。

8ページ目の最後の段落に「池田修一氏自身国立大学の医学部長まで務めた

研究者である以上自身の発表は捏造と評価されても仕方がないことは十分理解しているはずで。」と、「私だけではなく、大多数の研究者が池田修一氏の発表を捏造であると評価するでしょう。」と、こう述べられているのは御存じですか。

これは読みました。しかし、私は別に捏造ということをしていないので、こういうのに当てはまらないと考えます。

あなたとしてはこの意見は間違っていると、こういう認識ですよ。

間違っているとか、正しいんじゃないかと、私は当てはまらないというふうに、間違いとか正しい問題じゃないと。

柳沢先生の意見書ではあなた自身の発表そのものが捏造と書いてあるんですけども、あなたとしては発表そのものは捏造と言われても仕方がないけれども、ウェッジの記事の捏造という表現は間違いないと。

原告（反訴被告）代理人清水

異議あり。とんでもないめちゃくちゃです、質問が。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

あなたは今回原告ですけど、代理人、清水先生のほうが出された準備書面ですとか、証拠については実際にあなたが確認されてから裁判所に提出されていますね。

目を通しています。

甲第17号証（A氏のプログレスミーティング資料）を示す

甲第17号証は原告のほう、清水先生のほうから提出されたものなんですけど、これに関してあなたが目を通された時期というのは覚えていらっしゃいますか。■さんがプログレスミーティングで発表されたという資料なんですけど、これはいつごろ目を通されましたか。

目を通した時期に関しては私正確には覚えておりません。

原告からは去年の10月ごろにこの甲第17号証が提出されているんですけ

ど、10月以前にはあなたはこの書類、甲第17号証は確認されていると理解してよろしいですか。

そうだと思います。

もしくは去年の初めごろとか、そういう時期に確認されたという御記憶はありますか。全く御記憶はない。

ないです。

あなたがNEWS 23の中で本件実験に言及して子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬、記憶の中枢に異常な抗体が沈着、海馬の機能を障害していそうだと、これは実際放映されているんですけど、あなたの陳述書によれば、この実験というのは予備段階の実験だという御認識だったようですが、これは間違いありませんね。

はい。

本件実験が子宮頸がんワクチンを接種したノックアウトマウスの海馬の機能を障害しているかどうかを直接見るものではないということも間違いありませんね。

質問の趣旨・・・。

質問をもう一度言います。今回の実験が子宮頸がんワクチンを接種したノックアウトマウスの海馬を直接見るものではないという実験であるということは御理解されておりましたね。

はい。

このような理解の中でNEWS 23で異常な抗体が沈着、海馬の機能を障害していそうだというのは、これは間違っているんじゃないんですか。正しいんですか。どちらでしょう。

頸がんワクチンを打ったマウスの血清を正常マウスの脳に振りかけてみると、海馬の神経細胞と特異的に結合するという所見が1個あり、もう一つは人の海馬の脳組織標本に血清をかけても特異的に反応する

というデータがあったんで、これは間接データですけど、この2つから子宮頸がんワクチン接種後のマウスの異常抗体が海馬を中心とした脳組織をアタックするだろうと推測しました。

確認しますけど、今回の実験というのは子宮頸がんを打ったノックアウトマウスの海馬を見た実験ではないわけですね。

ないです。

甲第19号証（陳述書）を示す

あなたの陳述書、甲第19号証の13ページを示します。この部分なんですけど、この部分に本件実験の内容を知れば医学の研究者であれば沈着と書かれていても、この部分読み上げますと、上から6行目です。「子宮頸がんワクチンを接種したマウスの脳自体を観察したと解釈されることがあるとは思わず、「反応あり」に訂正しなければダメだとまでは考えなかった経緯があります。」と、この陳述書の記載内容というのは、これ本件実験の内容を知れば医学の研究者の方であれば沈着とたとえ書かれていたとしても、本当に子宮頸がんワクチンを打った脳のマウスに自己抗体が沈着したということを勘違いしない、そういうことをおっしゃられているんですか。

この実験のスライドを、一連のスライドを見れば、そういう解釈になるということです。

それは、専門家だったら沈着と書かれていたとしても勘違いしないだろうというふうに我々受け取ってよろしいんですか。

このスライドにもともと先ほどから言っているように血清と書いてあるんで、この血清を振りかけた脳の標本だというふうな理解なんで、沈着ではなくて、血清中の抗体が組織と特異的に反応したという理解をしたいと思います。

沈着ではないだろうというふうに理解されて思われたということですね。そうですね。



はい。

今回の信州大学の調査委員会からはこの実験について適正な方法による公表を求められていると思うんですが、あなたは今回の実験についてそういった公表をされましたか。

このマウスの実験系に関しては調査委員会の後、このマウス系列、それから実験が再開できる状況にはなかったんで、その後の追加データについては公表できておりません。

公表はされなかったということですね。

はい。

あなたは、子宮頸がんワクチンを接種したマウスの血清に特異的な反応があることを示したと。沈着という言葉が不正確なので、特異的な反応を示したということを陳述書で書かれているんですけど、NEWS 23ですとか、成果発表会で説明の言葉として特異的な反応の有無という言い方をされたことはありますか。

済みません。もう一度言ってください。

あなたはNEWS 23の取材や成果発表会においてこのマウスの子宮頸がんワクチンを接種したマウスについて脳の海馬に特異的な反応という言葉を使って説明されたことはありますか。

だから、先ほど表現が間違っていたという、沈着ありという表現だったんで、特異的な反応、血清がマウスの海馬と特異的に反応したという説明はしておりません。ただし・・・。

結構です。では、そもそもなぜNEWS 23への出演を引き受けられたんですか。

それは、先ほども説明しましたがけれど、TBSは私たちの研究班の研究を定期的取材していました。今回そういう成果発表会をマスコミに公表する形でやるということを厚労省から知らせがあった段階で恐

らくTBSが取材を申し込んできたんだと思います。そして、私が言いたかったのは、先ほどから何回も言いますように、私はマウスの実験のことを言いたかったのではなくて、多くの患者さんが学校へ行かない、行けない、そのことを多くの教育関係者、そして一般の人たちを含めて、子供たちはサボタージュだというふうに捉えられているということだったんで・・・。

先ほどのおっしゃったこと・・・。

ええ、私は何回もそれ説明しています。

今回のNEWS 23の取材に当たっては、本件実験のことは説明されましたか、されませんでしたか。

しました。

説明をするに当たって、A氏に対してNEWS 23に説明をすることを連絡しましたか。

していません。

A氏、<sup>A</sup>さんと先ほどから名前出ていますけど、<sup>A</sup>さんに前もって説明断らずにNEWS 23に出演した理由は何ですか。

断らずにというか、その質問の意味がちょっと私わかりませんが、その前段階として、私はだからこのマウスのデータを主任研究者として私たちの研究班の1年間の研究成果としては報告すべきだと思ったんで、成果発表会で発表しました。それは班長の責任として。

それに関しては、あなたが池田班の班長として発表されたということですか。

ええ。そのことの取材があったんで、一連の中で話をしました。

あなたの陳述書によると、あなたには全くやましいことはないんだから、医学部長とか、副学長を辞任する必要はなかったと思うんですが、なぜ辞任されたんですか。

そういう状況ではなくて、医学部の運営が全くできない状況になって、

このウェッジの記事が出た・・・。

6月20日ごろですね。

20日ですかね。その日のうちにある教授が教授会のメンバー全員に配りました。そして、こういう不正のやっている学長が医学部運営をすることはけしからんというような大きな話になって、教授会の席上で私を罵倒するというようなことになって・・・。

そのときは、調査委員会に付されることというのは決定していませんでしたよね。

その段階ではまだです。

丙第29号証（平成28年3月24日付 WEDGE Infinity 記事「子宮頸がんワクチンと遺伝子 池田班のミスリード 利用される日本の科学報道（前篇）」）及び丙第30号証（平成28年3月29日付 WEDGE Infinity 記事「子宮頸がんワクチン「脳障害」に根拠なし 誤報の震源は医学部長 利用される日本の科学報道（中篇）」）を示す

これは、あなたの今回の実験が問題になっていますけど、3月16日の成果発表会において遺伝子に関するウェッジの別の記事なんです。ここには遺伝子の保有率と遺伝子頻度の混同が勘違いされてあなたが発表されたんじゃないかという指摘がありますが、これは読んだことがありますか。

あります。これは、指摘されました。

指摘されたということですね。

訂正しました。

乙第5号証（平成28年3月16日の成果発表会における発表内容について）を示す

乙第5号証は、先ほど示したウェッジの記事に関して厚生労働省も平成28年4月20日に池田班が公表した遺伝子データはHPVワクチンと脳の症状との因果関係を示したのではなく、確かなものとは言えないと発表したも

のなんですけど、これも読まれていますか。

読んでいます。

この記事と厚労省の発表については、今回の訴訟の対象とはされてはいないんですけど、これはなぜですか。

ちょっとよくわかりません。

この記事とこの厚労省の発表については、あなたはこの指摘は正しいと思われるていますか。

その前提として、私はこのHLAと発症との関係がこうだと断定はしていません。こういうことが疑われるんで、今後症例を重ねて検討したいと言っているんです。結果として私は平成29年度までに80例で検討して、その結果を厚労省へ報告しています。

丙第30号証（平成28年3月29日付 WEDGE Infinity記事「子宮頸がんワクチン「脳障害」に根拠なし 誤報の震源は医学部長 利用される日本の科学報道（中篇）」）を示す

ここではあなたの発言として鹿児島大学が、一番上の部分です。HLA型を調べたところ、19人中16人でDPBの、これ何て読むんですかね。1\*05:01という方が非常に多く、84パーセントだったと。日本人の頻度は40.7パーセントだった。この84パーセントというのは、頻度ではなく、保有率のことを意味するんじゃないんですか。

これは遺伝子頻度、こっちが保有率です。

ここは、遺伝子頻度と保有率を比べて発言されているというふうに受け取ってよろしいんですか。

比べてということではなくて、それを混同して発言したものです。

この84パーセントだったというところと日本人の頻度は40.7パーセントというところが遺伝子の保有率の頻度について、片方は保有率で、片方が頻度で、本来的には比べるべきではないものを混同して発言されたという御

趣旨でよろしいですか。

はい。

この記事に関して信州大学の医学部内でこれは不適切だと指摘されたことはありませんでしたか。

ありません。

辞任について、厚労省が先ほどお示した乙第5号証のような発表をしたことが関係すると思われませんでしたか。

原告（反訴被告）代理人出口

異議。どちらの辞任ですか。医学部長と副学長。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

両方の辞任のことをお聞きしています。

それと厚労省の何ですか。

厚労省の先ほどの乙第5号証の発表です。

HLAとですか。

そうです。

全く関係ありません。

甲第4号証（「子宮頸がんワクチン接種後の神経障害に関する治療法の確立と情報提供についての研究」と題するスライド集）を示す

関係ないと思われていると。これは、成果発表会においてあなたが発表された資料です。厚労省の調査で塩沢先生の資料の入手経路を尋ねられたということでしたけど、どのような内容の回答をしましたか。どういうふうに塩沢教授から受け取ったというふうに回答しましたか。

塩沢先生は、発表のスライドを多分発表当日にUSBで持ってきて、私たちが発表用に使うコンピューターとプロジェクターにUSBでデータを入れて、そのコピーをだから私たちのパソコンに残していったんです。そのデータを私は使わせてもらいました。それは許可をとり

ました。

その塩沢教授が分担担当者としてやられた本件実験に関するものをあなた研究代表者として取りまとめられたんですよね。

はい。

その取りまとめた部分は、29ページ、甲第4号証の29枚目の本病態解析のためのモデルマウスの作成という部分からその3ページ後の今後の取り組みと、ここまでをあなたは研究代表者として取りまとめたということに間違いはありませんか。

そうです。

この30ページの皮内神経の観察というスライドと末梢神経病変というスライドはあなたが作成したものです。

そうです。

このスライドのもととなる資料は先ほどおっしゃったとおり、<sup>A</sup> ■さんから受領されたということですね。

そうです。

丙第85号証（予備調査委員会調査結果報告書）を示す

2ページ目を示します。これは、信州大学の予備調査委員会のあなたと塩沢さんと<sup>A</sup> ■さんからヒアリングした内容を示しているんですけど、この2枚目の、3ページ目の先ほど<sup>A</sup> ■さんにもお聞きしたんですけど、皮内神経の顕微鏡写真と末梢神経病変の部分については<sup>A</sup> ■さんから直接受け取られたということによろしいですね。

組織をですね。

うん。

はい。

甲第19号証（陳述書）を示す

原告の陳述書の11ページ目を示します。この中で（4）の本調査の実施の

1 段落目の下か 4 行目から「私は、当時、塩沢先生のスライド（甲 6）以外に本件マウス実験に関する資料を持っていなかったため、私が本調査委員会に提出した資料はなく、また、同委員会が集めたこれらの資料が私に示されることもありませんでした。」と、先ほどの切片のものというのは提出されているんじゃないんですか。

これは提出しています。

提出していますね。ここは不適切というか・・・。

原告（反訴被告）代理人出口

異議あり。何に対する資料かを確認してください、このマウスの皮膚片が。陳述書では本件マウス実験・・・。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

マウスの皮膚片に関しては本件実験で利用された本件マウス、ノックアウトマウスの切片ということで間違いありません。

原告（反訴被告）代理人出口

済みません。本件マウス実験って内容・・・。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

■先生がやられた実験のマウスで間違いありません。

A これは、■先生がサーバリックスを接種したマウスの皮膚です。

甲第 4 号証（「子宮頸がんワクチン接種後の神経障害に関する治療法の確立と情報提供についての研究」と題するスライド集）を示す

29 ページ目からを示すんですけど、先ほどあなたはこの本病態の解析のためのモデルマウスの作成というスライドについて、塩沢教授の発表を取りまとめたということなんですけど、このスライドって実質的には 6 つのスライドで構成されていて、これは一番初めの 29 ページの上はタイトル、29 ページの下はマウスの写真ですね。実質的な画像というのは翌 30 ページの一番上の部分、その下の 30 ページの下の部分と 31 ページの上の部分はあな

たが作成されたんですよね。これあなた塩沢教授の発表を取りまとめただけにすぎないというふうにおっしゃっていますが、この皮内神経の観察ですか、末梢神経病変というのはあなたみずからがやった実験、もしくはあなたみずからが行った観察の結果を発表されているんじゃないんですか。

そうです。

それをこの末梢神経の病変の部分と皮内神経の観察を合わせて今後の取り組みというのをあなたが記載されたんですか。

これ皮内神経のことが末梢神経なんで、これ同一組織なんです。

この2つの同一組織の2つの写真も合わせて今後の取り組みをあなたが考えられたということによろしいですか。

そうです。それは主任研究者として。

この抗体を精製して神経障害の機序を解明するですか、個々のアジュバント成分の作用機序を解析するというのはあなたが考えられたわけですか。

今後の研究計画として私が考えました。

今申し上げた甲第4号証の抗体を精製して神経障害の機序を解明すると、個々のアジュバント成分の作用機序を解明するというのは具体的にはどのような実験や研究を行うことを想定されていますか。

これは、モデルマウスがきちんとしたそういうワクチンを打った場合に異常抗体をつくるものであるということを確認していく過程で血清中の自己抗体を分析して、どういうアミノ酸配列からなっていて、アミノ酸配列であればどういう神経組織にアタックするのかとかいうことをきちんと解明し、そしてその抗体、産生されているであろう抗体を特異的に認識する抗体等を精製して、その検索を進めて、この抗体が神経障害を起こす機序を解明していきたいと考えていました。

その実験というのは、今回のノックアウトマウスに子宮頸がんワクチンを接種して脳に自己抗体が生じた、促進されたという内容を前提としてそのよう



な実験を今後あなたはされようと思われていたんですか。

そうです。

そうだとすると、あなたはずっとこの訴訟、先ほどの尋問において本件実験については予備的なものではないとしかおっしゃられていないものですから、あなたがおっしゃることを核とすると、今後の取り組みの部分についてはこの実験についてはマウスの個体が少ないので、その個体数をふやして子宮頸がんワクチンを打ったマウスについて自己抗体が促進されていたと書くべきなんじゃないですか。

これ予備実験なんで、本格的な実験になれば当然マウスの対象匹数を増やすというのは、これはもう当然の前提なんで、そういうことは書きません。

丙第7号証（動物実験計画承認申請書）を示す

丙第7号証は、<sup>A</sup>■さんが行った動物実験に関する計画申請書なんですけど、これは見たことありますか。

ないです。

丙第20号証（信州大学動物実験等実施規程）を示す

第6条を示します。先ほど<sup>A</sup>■さんにもお伺いしたんですけど、これは信州大学において動物実験をやるときにどういう過程で申請がされるのかをルールを定めたものなんですけど、6条に記載のある所属部長の長というのはあなたのことではありませんか。

そうです。

では、あなたを通じて学長もしくは動物実験の委員会にこの申請書が提出されたんじゃないんですか。

そうです。

あなたは見たことがあるんですね。

こうです。医学部ではちゃんと動物実験倫理小委員会というのがあつ

て、そこには委員長もいます。全ての動物実験の書類はそこへ提出されて、その委員会で検討されて、その結果でこの研究計画が正しいというものだけが教授会報告として医学部長のところに上がってくるんです。したがって、タイトル、その他を見て、そしてこういう研究が行われるんだということを理解しますが、その詳細なところまで私は目を通しません。そして・・・。

確認させていただきたいのは、先ほどの申請書というのはあなた見られているんですね。

タイトルは多分見ていると思います。それは医学部長印も押しているんで。

12月28日のプログレスミーティングで先生がこの実験に関する説明をされていると思うんですけど、この実験が3匹から6匹のマウスについて組織染色を行って、自己抗体の有無を調べたという実験であることは理解されていきましたか。

おおよそ3匹前後のマウスを対象にやっている実験だろうということは理解していました。

甲第5号証（「ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」と題するスライド）を示す

先ほども確認何度も藤本先生も確認されていましたが、甲第5号証のマウスの画像というのは1匹の画像でしかないということですね。先ほどあなたはこの画像に至るまでには予備的な実験が何度もあるはずだというふうにおっしゃいましたね。

.....

その予備的な実験に関して、予備的な実験の結果をプログレスミーティングで先生に尋ねられたことはありますか。

A ありません。

このマウスというのは、もともと自己抗体が生じやすいマウスですから、かなり希釈化してつくられていると先ほど原液を希釈化した上で撮影をされているというふうにおっしゃられていて、緑色に染まるのが当然のものなんです。他の画像以外のものについて確認しようと思われなかったのはなぜですか。

これ先ほどから用語が間違っていると思うんですが、1匹からしか出ていない画像ですねという、1匹のデータしかプレゼンテーションできないという意味なんです。それともう一つ、これが■先生は確立された研究者なんで、そんな非特異的反応がたくさんあるようなスライドをミーティングに出して議論する必要というか、そういう必要性はないです。私もそういうものを見る必要もないと思います。したがって、きちんとした実験の結論的なスライドを出してきているんだというふうに理解しました。

あなたは、予備的な実験であると理解されていたんですか。

そうです。

甲第17号証（A氏のプログレスミーティング資料）を示す

これも先ほど来何度も示されているんですが、■先生がプログレスミーティングで説明されたという資料なんです。このスライドについては先ほど御確認されたように、これが12月28日に説明されたものと同じかはわかりません。

いや、ほぼこれだと思います。

丙第86号証（第1回本調査委員会資料一式）を示す

丙第86号証の95ページ目、これは調査委員会に■先生や塩沢先生や池田先生のヒアリングを受けた上で、かつデータの提供を受けた上でプログレスミーティングで説明されたと扱われている資料なんですけど、これ自身は見たことはありますか。

ここに出ているスライドは塩沢先生が班会議の報告で言いましたから、このスライドは私班会議で見えています。

甲第17号証と丙第86号証の差というのは、網膜に関する記述があるかどうかというところなんですけど、これはあなた認識されていますか。甲第17号証の19枚しかなくて……。

塩沢先生が班会議の報告で発表されたスライドは多分25枚前後だったと思うので、十何枚じゃないと思います。そして……。

プログレスミーティングのときに網膜に関する説明はあったんですか。

多分あったと思います。

御記憶は確かではないですか。

というか、彼はだから一連の50枚くらい多分スライドを説明していると思うんです、時間内で。その中に彼が脳研究へ行く前にこのNF- $\kappa$ B p50欠損マウスを眼科の医師と共同研究で網膜の研究をしていたということを彼は言っていましたし、論文も書いていますよね。そのことは、網膜に関する資料があったということは調査委員会のヒアリングで回答されましたか。

回答されました。私はそんなこと聞かれていないので、私は回答しません。

網膜に関する議論があったかどうかというのは調査委員会では全く議論に、何も聞かれなかったということですか。

私は、調査委員会の全資料を知っているわけじゃないです。

もちろんあなたの御認識をお伺いしています。

私は、そういうこと聞かれていませんから、調査委員会で。

裁判長

今のは塩沢先生の話ですよ、網膜の研究をされていたというのは。

A氏。■氏が眼科の医師と一緒にNF- $\kappa$ B p50欠損マウスを用い

A

て網膜の神経細胞の・・・。

■先生のほうですね。

A していたんです。

その前が塩沢先生の話だったので、ちょっと確認しました。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

丙第86号証（第1回本調査委員会資料一式）を示す

140ページ目は、先ほど■さんにもお聞きしたんですけど、プログレスミーティングにおける資料と塩沢教授がKKR東京で発表されたスライドと池田先生が3月16日の成果発表会で発表された資料を対照したものでんですけど、先生としては塩沢先生が平成28年1月8日に発表された資料をごらんになったとき、網膜に関する言及がなかったことを不自然に思いませんでしたか。

網膜のことをプレゼンテーションする意味がないわけですから、子宮頸がんワクチンの患者さんでも僕たちが一番問題にしていたのは脳障害が起こるということがあのころのメインテーマとして私が班長として考えていたんで、網膜のことを私自身もそんなにそのことに注意を払っていませんし、やっぱり脳障害ということがあのころ研究班のテーマで、そして鹿児島大学、千葉大学、複数の大学が脳障害のことを言っているんですが、網膜は関係ないです。

池田班としては網膜に関する画像とか、余り今回の発表には関係ないと思われるれていたということですね。

発表じゃなくて研究に・・・。

研究に関係ないと。あなたが研究代表として提出された研究計画書の文部科学省課題解決型高度医療人材養成プログラムに関しては、あなたの陳述書では取り下げざるを得なかったというふうにおっしゃっているんですけど、これはなぜ取り下げざるを得なかったんですか。

これはウェッジで不正、捏造ということが書かれたんで、もう私の意思じゃなくて、大学が取り下げたんです。

これは、今回の件に関して厚生労働省が乙第5号証を初めとしてさまざまな池田班に対する発表がされていますけど、これが影響したとは思われませんでしたか。

それは全く関係ないです。その前の段階として大学がウェッジの記事を見て取り下げたんです。それともう一つ、高度解決型医療人育成は子宮頸がんワクチンの研究とは関係ないです。全く違うことです。

信州大学の調査結果の後で第三内科の教授をやめざるを得なかったことに関してこの遺伝子の保有率と頻度に関して勘違いがあったとか、関係しているとは思いませんでしたか。

全く関係ないです。

丙第1号証（平成28年3月16日の成果発表会における池田修一氏の発表内容に関する厚生労働省の見解について）を示す

先ほどの乙第5号証は、HLAの遺伝子の頻度に関して勘違いがあったということを厚生労働省がわざわざ発表したホームページのコピーなんですけど、これについては、この今回の問題になっている沈着したかどうかということについて厚生労働省が注意喚起をした文章なんですけど、これはごらんになっていますか。丙第1号証はごらんになりましたか。

当然読みました。

ここで厚生労働省は、あなたに対して池田先生の社会的責任は大きく、大変に遺憾に思っていると、猛省を求めるという記載があるんですけど、これに関してあなたは今どのように思われていますか。

これに関しては、だからウェッジの記事が前提になっているんです。

そして、ウェッジの記事をもとに、だから大学の予備調査、本調査が行われて、そしてこういう報告が厚生労働省へ行ったのだと。

厚生労働省は、ウェッジの記事をそのまま信じて、あなたの弁解は一切聞き入れずに調査せずにこの文章を発表したということなんですか。

いや、そんなことはないです。厚生労働省は、厚生労働省でこのウェッジの記事が出て以来独自に私、塩沢丹里氏、A氏を呼んで独自に調査をしたと思います。

その結果丙第1号証の文章が出されたんですね。

それと多分大学の調査結果等を踏まえてだと思います。

出されたわけですね。もう一つ、先ほどあなたがプログレスミーティングにおける出席者がかなり数が多かった、かなり数が多いとまではおっしゃっていませんですけど、大学院生とかもかなりいて、10名ぐらいいたんじゃないかと、10名以上いたんじゃないのかとおっしゃっていましたね。

はい。

丙第88号証（第5回本調査委員会資料一式）を示す

7ページを示します。丙第88号証は、今回の信州大学の調査委員会が調査した結果を記載しているものです。7ページにあるのは、平成27年12月28日のプログレスミーティングという記載があります。1段落目の4行目から「この日は、同教室に所属する塩沢教授と講師1名、大学院生2名のほか」池田教授も出席されたと記載があります。この記載からは5名が出席したのかなと読み取れるんですけど、それについては御認識が違うということでしょうか。

違います。これは教室の研究ミーティングですから、教室員の大勢の人が出席していました。

そのことは、調査委員会についてあなたはおっしゃいましたか。

そういうこと聞かれていませんから、それは述べていません。

乙第7号証の2（反訳文（乙第7号証の1））を示す

反訳文のことについてお聞きしたいと思います。反訳文の43ページ目を示

します。乙第7号証の2です。これは、原告の準備書面にもあるんですけど、大江さんが「だから、ここも出ているって言えるじゃないですか。」って言ったのはこの甲第5号証のウェッジの部分、ほのかに緑に染まっている部分のことを指したんだというふうに準備書面でおっしゃられていて、これはそのとおりですね。

そうです。

その後、原告準備書面の(6)によると、あえて示しません、45ページ、乙第7号証の4の45ページの「だから、それを選んだんじゃないですか、池田先生が。」というのが上から2行目にあるんですけど、池田先生としてはこれについては甲第17号証にプレゼン資料としてたくさんのスライドがあったんだから、そこからこの甲第5号証のスライドを選んだだけじゃないかというふうに主張されているんですが、それは先生の御認識でもあるということ間違いはないですか。

これ成果発表会っていろんな成果の中で、これも触れなきゃいけないんで、何枚もスライドを出す枚数と時間という余裕がないんで。この今回の塩沢先生の研究で1枚か2枚出したのはこのスライドが一番的確だったんで、これを出したというだけです。

だから、甲第17号証の中から池田先生が甲第5号証を選んだという趣旨。

そうです。

原告（反訴被告）代理人出口

甲第17号証を見ていないってさっきから説明していますが、原告御本人。  
被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

ただ、これは準備書面において主張されていることなんで、後日・・・。

だから、塩沢先生が班会議で発表した中で1枚か2枚抜粋してマウスの実験状況を説明されたこれが一番的確だった、私は塩沢先生の発表スライドの中からこれを選んだんです。



乙第7号証の2の44ページで、上から4行目で大江氏が「これだけがすごく強いって言う。」という、ここだけというのは先ほどA先生に確認したんですけど、この甲第5号証の部分を指している、甲第5号証のここについてここだけすごく濃いというふうにおっしゃっているんです。

これは、だってここが特異的に反応が起こっている部分の写真です。これがその後6行目、その後これだけがすごく強いから、6行下に大江さんがまたこれやっぱりこれ一番染まったやつ、先生がおっしゃるように、これだけ染まっているわけですね。その後だからそれを選んだんじゃないですかというふうには先生がおっしゃっているんですけど、この文脈からも先生は甲第17号証の全体からこのスライドだけを選んだということじゃない・・。

違いますって。これは、インフルエンザだ、B型肝炎だ、生食は反応せず、HPVワクチンを打ったマウスの血清だけが反応したんで、1枚で今回の研究結果を示しているから、出しているんです。

原告（反訴被告）代理人出口

体験していない事実なんで、この面談の内容は。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

甲第5号証（「ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」と題するスライド）を示す

1問だけ追加させていただきたいと思います。先ほど甲第5号証を見て、この甲第5号証の画像からして、この画像を撮るには各マウス1匹ずつ撮ったから、こういう画像になるとおっしゃられていましたよね。それは私もよくわかるんですけど、このグラフが各1匹ずつ撮ったものから出されたということについては、先生はどういうふうに判断してそういう結論に至っていますか。

だから、さっきから言っているように、蛍光強度を顕微鏡で測定して

いるわけです。これは、恐らくここの陽性像のどこを測光したら、こういう強さだったと、同じ領域のここをほかのワクチンで測光したら蛍光強度が2.8とか3.0とか2.5しかなかったということで、ここで恐らく蛍光強度をはかっているわけ。そのデータを提示しているんです。

このグラフのうちCer, サーバリックスのことだと思んですけど、緑の棒グラフが高く伸びていて、そのちょっと上に線が1本引いてあって、72という記載がありますよね。これってどういう意味なんですか。

私わかりません、それに関しては。

わからなければわからないとおっしゃっていただいて結構なんですけど、これ1つの、1匹のグラフであればこのサーバリックスの72の棒グラフの一番上が72というような示され方をすると思うんですけど、その少し上に線が引かれていて、72という記載があるんですけど、これはなぜだと思われませんか。

これは作成した人しかわからないけど、恐らく数字的にはこれは蛍光測光で蛍光量が72と出ていて、ほかのこののところでは2.8とか3.0とか2.5という蛍光量しかなかったということなんだと思います。

ほかの2.8とか3.0も同じように上に棒が引かれて・・・。

上って、間がすき間がありますよね、同じように。

このすき間ってどういう意味・・・。

それは私にはわかりません。スライドつくった人しか。

裁判長

ごめんなさい。どのすき間のことをおっしゃっているんですか。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

甲第5号証の・・・。

裁判長

線と・・・。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

そうです。棒グラフと・・・。

裁判長

グラフの間が若干あるという話ですか。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

これは、通常はエラーバーとかがあると、この棒グラフの上に線が入って、その下にも線が入って、範囲が示されるんですけど、1匹だけのグラフに関してそういう上に線を入れる意味というのは、先生はつくられたわけではないから、わからない。

わかりません。

原告（反诉被告）代理人清水

丙第1号証（平成28年3月16日の成果発表会における池田修一氏の発表内容に関する厚生労働省の見解について）を示す

これの真ん中あたりに「この度、信州大学の調査が終了し、以下の内容が公表されました。」と書かれていますね。

はい。

ここで本調査の一番の結論というのは研究不正がなかった、捏造がなかったということを確認されていますよね。

はい。

ところが、厚労省はそのこと指摘していませんよね。

はい。

甲第15号証（申入れ書）を示す

年末ぎりぎりになって、私ら代理人が厚生省に申し入れをした文書ですね、これは。

はい。

これ事前に池田さんにも確認したんですけども、ここでのポイントというのは研究不正がなかったということを書かないのはおかしいじゃないかということが1点、もう一つが2枚目、2ページ目。こういったスライドをこの発表に出すことについては事前に厚生省のほうでも確認はしていて、これでオーケーと言っていたのに、なぜ自分のほうの非のことは指摘しないのかと、それはおかしいということですよ。このことをホームページに書いてくれと言ったんだけど、結局その後出してくれていないというのが実情ですよ。それが一つ。もう一つは・・・。

裁判長

今のははいというお答えですか。

はい。

原告（反訴被告）代理人清水

甲第17号証（A氏のプログレスミーティング資料）を示す

これは、池田さんは弁護団のほうからこれを初めて示されて、見て、驚いたということがありましたよね。甲第17号証、これは47枚のプログレスミーティング。それ私たちが持っていることについて池田さん驚かれましたか、今まで。あなたから私ら受け取っていないんですよ、これを。

はい、私は持っていません。

だから、質問に答えてください。あなたから私らは受け取っていませんよね。

はい。

しかし、弁護団はこれを持っていましたよね。

はい。

それで、その後私たちが手に入れてから見せていますよね。

はい。

これを証拠として出したのが今年の10月31日なんですけど。

原告（反訴被告）代理人清水

原告証拠説明書（3）を示す

この17というのがそうですか。

はい。

いつ見せられたか記憶はないということでしたけども、この証拠を提出するに先立って内容を私どものほうで確認してもらったという経過だったんじゃないですか。

はい。

丙第86号証（第1回本調査委員会資料一式）を示す

140ページを示します。この表を作成するに先立って原告のほうに対して、この一番左のところでプログレスミーティングというのがあって、1ページから19ページまでしか書いていないですよ。

はい。

この表をつくるに先立って、原告に対して本調査委員会のほうからプログレスミーティングに出されたのは19枚でいいんですねという確認はありましたか。

ないです。

原告（反訴被告）代理人出口

TBSのNEWS 23の取材についてなんですけども、平成28年3月14日に取材を受けられたと。その後放送までの間に池田先生のインタビューをまとめました。これが放送予定の内容ですかというか、画面というか、内容をTBSから示されて、確認を求められたことありますか。

画像って、もう私のとこ送ってくる方法もないですし、そういうような画像を見せられたことはありません。

TBSの編集後のニュース映像、内容、ナレーションも含めてで結構ですが、それについて原告に確認を求められたことありますか。

放送前に携帯電話に何か1点だけ確認事項はあったように記憶していますが、それは1点、内容までは忘れちゃいましたが、いずれにしても画像とか全体の確認はないです。それは、テレビの放映って一般的にそうです。

甲第17号証（A氏のプログレスミーティング資料）を示す

スライド31を示します。これ先ほど来から、被告の村中さんの代理人のほうでワクチンを打っていないマウスの脳を見たという発言があるんですけど、これはワクチンを打っていないマウスの脳を見た実験ですか。それともワクチンを打ったマウスの血清を見た実験ですか。どちら。

基本的にはワクチンを打っていない正常なマウスの脳にワクチンを打ったマウスの血清をかけて見ている実験です。したがって、脳自身は正常なマウスの脳の組織です。

目的は、ワクチンを打ったマウスの血清中の自己抗体を見ることにあるんですか。

そうです。

では、先ほど午前中のA氏の説明あるいは陳述書でもこのような正常な組織に被検体の血清を振りかけて反応を見るやり方というのは自己抗体の検査の通常のやり方ですということなんですけども、原告もそのようにお考えですか。

一般的にこういう免疫系の実験ではこうやるのが一般的です。

例えば自己免疫疾患が疑われる人間の患者さんがいたとして、その患者さんが自己抗体を持っているかを検索するためにはどのような検査を行うんですか。例えば抗核抗体という検査がありますか。

はい。

それは、患者さんから採取した血清を、それを別の正常組織に振りかけて反応を見る実験ですか。

正常細胞にかけて反応性を見ていると。したがって、その20倍、40倍、80倍というように希釈倍率で以前は返事が返ってきましたが、今はまた別な方法で・・・。

今おっしゃった患者さんの血清を希釈して、正常組織に振りかけて反応を見るというのも通常人間の自己抗体の有無でもやっておられたということですね。

はい。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

先ほどNEWS 23の放映前に電話がかかってきた記憶があるとおっしゃられましたけど、それは携帯電話にかかってきたんですか、それとも学校にかかってきたんですか。

携帯にかかってきたと思います。

携帯にかかってきた番号がNEWS 23のスタッフの方の番号だからNEWS 23から問い合わせがあったのかなと思われたんですか。なぜ携帯にかかってきたものが、先生は出られたんですか、その電話。

出ました。

その内容については覚えていらっしゃらない。

覚えていません。

NEWS 23が放映された後にちょっと先生の意図とは違ったような放映のされ方がされたということでNEWS 23の番号の方に向け直してちょっと訂正を申し入れられたことはありますか。

ありません。

もう一点だけ、丙第8号証に関して、先ほど原告代理人が甲第15号証で申入れ書を出したと。申入れ書を出した後もこの今回の実験について研究不正があったかどうか、なかったかということについて甲号証から発表はなかったんですね。

研究不正のことにに関して厚労省は言及していません。

何も言及していない。それに関してはなぜ厚労省がその部分に言及しないんだと思われませんか。

そのことに関して、現段階で私述べる立場にないので、それは答えは控えさせていただきます。

裁判官奥山

まず、そもそも沈着しているというのはどういう状態を指す言葉ですか。

これは、脳を含めた組織に異常抗体がその組織に直接ついている状態を沈着と言います。

今回ワクチンを接種したマウスから採取した血清を正常な脳に振りかける実験で沈着が生ずるという可能性はあるんですか。

沈着ではなくて、組織と反応するということが起こっているんであって、沈着という表現には値しません。沈着というのは、例えばマウスがマウスを殺す前からそこについている状態を言うんで、今回のように殺したマウスの脳組織に血清を振りかけてみた場合は血清と組織が反応したと、免疫反応したという表現が正しいです。沈着というのはもう殺す前からついていたということになります。

科学的には反応したという言葉が正確であるということですね。

はい。

先ほど来脳の組織に直接アタックして異常を生じさせる病気があるというふうにおっしゃっておられると思うんですけども、例えばどういう病気か、我々がわかるかどうかはおいて、例を挙げていただけますか。

日本脳炎ワクチン接種後脳症という致死的な脳症等も起こるんですが、その場合もワクチンを接種した日本脳炎ワクチンが脳に直接アタックするのではなくて、ワクチンを接種したことによって免疫が不活化されて、その異常抗体が脳へ行って脳炎を起こすというようなこととか、



そのほか幾つかの私たち神経内科の専門領域では自己免疫性脳症と呼ばれている病気があります。若い女性で卵巣奇形腫を伴ったNMDAR脳炎というのを卵巣奇形腫の中の脳組織に対する抗体が血清中にできて、その抗体が脳を誤って攻撃することで脳炎を起こすと、そういうような病気が幾つもあります。

例えば今挙げていただいた病気で今回のHPVのワクチンで行ったような実験をした場合に同じような反応が出てくることがあるということですか。

例えば若い女性で起こる卵巣奇形腫をもとに起こるNMDAR脳炎というのはその患者さんの血清中の抗体をマウスの正常細胞にかけてその抗体の反応性を見えています。だから、これは基本的にそういう検査法または実験法が確立されているんです。

ほかの病気であってもこの実験方法で行うということですね。

はい。

先生は、この実験の主任研究者として沈着したという言葉が科学的には正確でないということは認識されていたわけですね。

はい。

それを訂正していただくということは考えなかったんですか。

これは、結局厚労省の研究報告書には訂正をしました。

最終的には訂正をしているということですね。

実は私早い段階で、これは厚労省へ直接行ってこの研究報告書の訂正をとということで何回もやりとりしました。しかし、最終的にああいう文章っていろんな経路があって、公になっていくまでに時間がかかったんであって、私はこの言葉に関しては早い段階から訂正に赴いております。

最も早い段階だとプログ्रेसミーティング後に訂正を求めることはできなかったんですか。その段階では訂正を求めようと考えなかった。

プロGRESSミーティングじゃなくて・・・。

厚労省の発表。

厚労省の成果発表会の段階では、その段階ではすぐ動いておりませんが、不適切だという表現を指摘された段階から訂正のために厚労省へ足を運んだりして何回もやっています。

先生は、この問題についてTBSの取材班から継続的に取材を受けていらっしやいましたね。

はい。

そうすると、普通の人よりもTBSの研究班はこの問題、子宮頸がんワクチンについての問題についてはある程度の知識を持っている方々ということですか。

TBSは私たちだけではなくて、日本国内のほかの研究班のものも取材していますから、ある程度知識は持っていると思います。

その方々が先生に取材をして、今回のNEWS 23で放映するに当たって、先生の取材で対応されたことと趣旨が少し変わってしまっていると思うんですけれども、そこがうまく伝わらなかった理由について先生は何かお考えはありますか。

私わかりません。

裁判長

今回問題になっている名誉毀損表現の中で手渡した資料には子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあったという記述が問題とされています。この点について、まず先生は直接その資料については手渡された事実はないと。

ないです。

ただ、塩沢先生の発表スライドで画像としてはごらんになったことはあると。

塩沢先生のスライドの中にそういう何枚もって恐らく非特異的な反応

が強く出ていることだと思っんですが、そういうのはないです。  
ごらんになった中でもなかったということですか。

ないです。

先ほど塩沢先生の発表スライドの中でなぜ甲第5号証を選んだのかという質問に対して、それが一番適切だったからとおっしゃったんですけれども、そうすると選ぶときにこれにしようか、甲第5号証にしようか、ほかのスライドにしようかということで選択対象になるべき相候補はなかったということですか。

はい。

子宮頸がんワクチンでよく光っている写真とほかのワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したというふうに名誉毀損表現で書かれているんですけれども、この点についてもそういう組み合わせのスライドというのはこの甲第5号証以外にはなかったということですか。

ないです。あれだけが塩沢先生の発表であったんで、それ以外に類似の、あのパターンで配列したスライドはないです。

A氏の証言で、ああいう形で構成したスライドというのはないけれども、原フィルムみたいな形で画像はほかにもあったというふうにもおっしゃっているんですけれども、それはごらんになってはいないですか。

見ていません。それは、恐らく・・・。

塩沢先生には渡したと。

いえ、それ知りません。

塩沢先生から見せてもらっていないという。

もちろん見ていません。

以 上

NEWS 23

子宮頸がんワクチン 副反応  
国研究班「脳に障害」

患者140人